

# 封建治下に於ける奄美大島の農業

教 授 小 満 二

農學得業士 有 馬 市 藏

## 目 次

土地制度 種別 || 公有 | 私有 | 共有

|| 小作 .....

稅制 .....

徭役 .....

政弊改革 .....

耕種 .....

開墾 .....

甘藷 沿革 | 名稱 | 種類 | 烟地 | 苗

| 植付 | 收穫 | 改良 | 調理 || 三

稻作 播種 | 插秧 | 收穫 | 調製 | 收

量 | 再生稻 .....

職制 .....

序說 .....	一五
前篇 .....	一六
地位 .....	一七
氣候 .....	一八
生物 .....	一九
沿革 .....	二〇
本篇 .....	二一
藩制 .....	二二
職制 .....	二三

麥作	一三	養豚	一四
粟作	一五	養蠶	一六
雜穀	一五	製造	一七
高倉	一六	紬織	一七
蔬菜	一七	疊表及莫蘆	一八
蕪——午勞——蕹——蒜	一八	戶口	一九
蘇鐵	一九	島民階級	二〇
烟草及百合	二〇	生活	二一
芭蕉	二一	住居	二二
甘蔗	二二	食物	二三
起原——品種——栽培——製造——產量——砂糖樽——白糖——收支計算	二三	衣服	二四
——維新後產額	二五	習俗「夜なべ」	二五
糖業功勞者	二五	附言	二六
佐文仁——好德——有度	二六	附錄	二七
糖業政策	二七	行政區劃	二八
耕作強制——三島法——羽書	二八	產業	二九
畜產	二九	年中行事	二九
家畜	二九	參考書	二九
蜜蜂	二九		

## 緒 言

本篇は有馬得業士が研究科在學中、余の教室に出入して提出せる報告に基き、取捨按配したるものなり。初め之を學術報告に登載することに決し、その編述は當然余の任となりしが、公私的事に忙はしく荏苒果さる内に、濠洲に出張することとなりて愈々遅れたり。爾來同僚その他的好意によりて得たる材料あり、追加補正を欲するもの甚だ少しこせざるも、更に延引して罪を重ねんを恐れ、暫く意に満たざるまゝ之を公にすることとなれり。幸に諒察を請ふ。尙ほ本調査をなすに當り、多くの便宜と資料とを恵まれたる諸氏に對し厚く感謝の意を致す。

大正十年二月

小出教授

## 序 説

大島は齊明紀に海見と記され、天武紀には阿麻彌と記し、元明紀に南島奄美(和訓榮)とありて古く知らる。又上古の掖玖は三國名勝圖繪に「南島琉球かけての泛稱」と記したる通り、決して今の大島のみを指したるにはあらず。多禰國とあるも亦文武天皇十年の條に去京五千里、居筑紫南海中、……粳稻豐、一薺兩收、土毛支子、莞子及種々海產等多とあるより見て、後世の種子島のみを限りたりとは思はず。尙ほ鬼界(貴海とも貴海井とも書せり)の名も總稱として用ひられ、小琉球とも呼ばれたるなど種々ありて其の地域も一定せざりしは止むなき所、後世沖繩人が道島とも稱へしこと能く知られたり。

向象賢が仕置に「此國ニ琉球ニ人生初は日本より爲渡儀疑無御座候」と云へる、近く伊波氏に

祖述力説せられて沖繩と内地との關係は明かとなりたり。されば現今の大島諸島が我が國史上に於ける地位は頗る味ふべきものありと云ふべく、地誌提要の記述は甚だ要領を得たり。曰く「大島は即ち古の奄美にして琉球國祖肇基の地たり、文永三年琉球に入貢し終に其の屬島となる、慶長十四年島津家久琉球を討ちて之を取り、喜界等四島と共に永く薩摩の所管に歸す」。王政維新の後明治四年鹿兒島縣に屬せしめて大島支廳を設け、同十二年大島郡として郡制を布き、金久(名瀬村)に郡役所を置きて管轄することとなれり。

由來斯地は半熱帶に屬して雨量多く天惠極て豊かなり。周年作物を栽培するに適し、稻は之を再收することを得べく、甘藷は四収の多きに至り、甚だ良く甘蔗に適するなど事情を内地と異にするもの少からず。島津藩が之を得て有利とせし所以、之を一大財源として特殊の政策を施せしこと亦研究に値するもの多しとす。

### 前 篇

#### 地 位

大島郡は延長三百海里に亘り、北緯二十七度二十分より同三十度四十九分に至り、東經百二十八度二十五分より同百三十度二十三分に至る間に位し、九州本島と沖繩列島とを連鎖する二十有餘の島嶼より成る。その北部を占めて九州に近きを寶列島又は十島と呼び、南部にあるものを奄美群島と稱す。

十島は其の主なるものを北より算へて竹島、硫黃島及び黒島の三者を口之三島と云ひ、其の西南方に散列するものの即ち口之島、中之島、平島、諏訪瀬島、臥蛇島、惡石島及寶島を七島又は寶七

島又は吐噶喇列島と云ふ。此の十島は元川邊郡に屬し、或は川邊十島の名を以て稱へらるゝことあり。皆斷岸の小島にして山岳多く、何れも霧島火山脈に屬して多く硫黃を產し、諏訪瀬島には現に活火山あり。土地狭く住民亦多からず、主に男は漁に從ひ女は農を行ふ。

奄美群島は大島本島、喜界島、徳之島、沖之永良部島及與論島より成り、郡の大部を占めて全面積七萬五千餘方里の中、六萬八千餘方里は實に奄美群島なり。とす。

大島本島 鹿兒島を去る二百五海里の西南海上に在り、地形東西に長く十五里に及び、南北に短くして七里以下數町に過ぎざる箇所あり。海岸の曲折甚しく周圍五十九里十町、面積は四十七方里餘なりとす。地勢山岳多く最高は海拔二千三百尺に及び、平地は纔に數多の小流域に存するのみ、灌漑の利はあるも何れも狹小、その稍や大なるを笠利村宇宿平野とす。地質は大部分古生層にして間々硬質石灰岩を表したり。

喜界島 大島の東方約十三里にあり、周回七里餘の細長き小島、海岸に江灣少く船舶の出入に便ならず。近代の珊瑚礁より成り中央部の稍や高き所に第三紀蠻岩あり、概して平亘にして總て農耕に利用せらる。

徳之島 周圍二十里、面積十二方里餘、大部は古生層にして深成岩の介在する所に洪積層の繞囲するを見る。中央は山岳重疊して海拔二千餘尺に及ぶも、小川よく發達して良好なる耕地點在せり。

沖永良部島 大部分珊瑚礁より成り全島平亘、灌漑の便を缺くも耕地として利用せらる。

與論島 珊瑚礁より成りて平亘、中央の一部に僅に古生岩石を露せり。僅に十餘海里を隔

て、南方沖繩本島と相對す。

大島郡の總面積七萬五千六百五十五平方里、現住人口二十一萬七千餘を算へて、一平方里に於ける密度實に二千八百七十八人三分なりとす。國有に屬する山林一萬餘町歩原野二千五百町、民有々租地四萬八千餘町歩なりとし、一戸當田一段歩畠三段九畝宅地二畝二歩なり。地位上より概觀すれば十島は暫く措き、鹿兒島縣下にあるよりも寧ろ沖繩縣に屬し、民俗經濟にも亦その趣きありとすべし。

氣候

溫暖にして周年霜雪を見ず稀に霰を見る事あり、降雨甚だ多く諺に一箇月三十五日は雨なりと云ふ、又四時強風多く屢々暴風ありて爲めに被害少からず。今名瀬に於ける明治四十三年より大正八年に至る十ヶ年平均氣象を掲ぐれば左の如し。

風の方向は概して北を多しとし北西之に次ぎ、夏季は南又は南東を多しとす。速力は毎日平均秒三米を下らず、夏月に於ても最大は十米を超へ、冬月は二十米以上三十米を超ゆること珍しからず。颶風は晚夏初秋に来るも烈風は冬季に多く、雨量は秋季に殊に多し。氣温の較差は夏月に於ても攝氏十度以上にして冬月には二十度に近く、一年内に於ては三十度に近し。されば年平均氣温二十度を下らず、五月乃至十月の半年間は平均二十五度三分にして、溫度に於ては正に飽滿の状態にあり、降雨亦極て豊富なれば植生に缺くる所なく、執帶的農法を能く行ひ得るが如し。然かも七月乃至十月の暴風は到底多くの作物の堪へ難き所、其の餘の八ヶ月間を以て栽培期間となすに、平均に於て不足するなきも低溫に遭ひて生育を妨げらるゝことを免れず。是れ斯地氣候の特色として注意すべく、農業は温帶的ならざらを得ざる所以、古昔穀菽を主とせし當時、屢々風害を蒙りて居るに家なく食ふに物なく、慘憺を極めし窮境に陥りしは想像に餘あり。能く風に耐ふる甘藷と甘蔗とを得て稍や生活の安定を得、人口も以來

始めて増進し得たること、自然と人爲との關係に深く味ふべきものあり。

「初春より餘寒なく早暖になれとも、雨がちにして快晴なく……我藩の櫻木一二本移植て木は大木になりし有り、花稀に咲出意柄かして櫻の花の如くならす……五月雨の空一日も晴るゝ時そなき……あつき日も山茂りて海近く涼し大風の絶間なく……秋を告げて吹初る風のみ繁き……時雨はいたく降とても木々には霜の花咲かで山に紅葉の色もなく……霜降月も寒からで今ぞ田面にせく水の……苗代いそく頃なれや、また唐芋の葉も青く……〔大崎竊覽〕とあり。極寒の時にも袷一枚袷羽織にて十分」嚴風の折に濱邊田畠にては隨分寒き事あれとも手足の冷る事なし……土人年若のものなど單衣袷など打着の儘にて臥りて寒しといふものなし、寒中に田を打返し畠なと打もの皆裸なり。而して「暑中雨降れば俄に冷氣を催し袷に羽織も掛なくては肌寒き事あり、夜間俄に小袖にても取り出しがまほしき事あり」とは少し仰山ならん、寒中にも汗出る程の暖氣の日もあり〔同上〕とは事實なり。

### 生 物

地位の然らしめたるところ大島の生物界は著しき特徴あり、尙ほ未だ其の探究に十分なうざるものあれども、我が内地と臺灣以南暖地とを連結する要環たり。

動物は其の數多からず、鼠の數種あること知られ「アマミノクロウサギ」有名なるが、其の外に高等の動物の存在するもの少しと云ふ。奄美黒兎は大島本島及び徳之島に限り、未だ世界の何處にも發見せられざる珍品にて、耳及尾著しく短く上顎の臼歯が五個あり、分類學上甚だ貴重なる種類となす。鳥類にも「オホトラッグミ」、「ニアヂサシ」など特產あり、殊に「ルリカケス」は

早く幕末の頃より珍重せられ產地が永く疑問なりしが、此地の特有たること明かとなり、其の羽毛の美麗なる故を以て盛んに輸出せられ、飾用として世界に聞えたるのみならず學問上の價值亦少からず。(最近保護鳥と定めて捕獲を禁じたること喜ぶし)。「ハブ」(飯匙倩)は其の毒猛烈爲に人命を失ひ又不具となりたるもの古來甚だ多く、此地以南沖繩に特有なることは寧ろ悲しむべきも亦研究の好材料とす、但し注射療法の發見せられたるありて近年大に其害を減じ得たり。

其の他大島群島の動物界に於ける位置を示す二三の例を擧げんに、狐は内地より南下此地に至るも沖繩諸島には産せず、永良部鰐は大島以南沖繩に及びて産するものとす。海雀及「カムムリウミスバメ」が内地に限りて茲に渡らざるあり、「クロツラヘラサギ」が沖繩以南にのみ産する如きあり、猩々鷺は九州以南にありて九州小喙木鳥は沖繩以南には無く、「ミヅゴイ」が北海道と臺灣とを限界とする如き面白し。昆蟲にては「モンシロテフ」「テングテフ」などが大島を限度として沖繩以南になく、「アカホシゴマダラ」が大島以南にのみ産して内地に見られざる如き亦注意するに足らん。

植物にも同じ關係ありて分布學上に甚だ興趣多きものあり、「ソテツ」は九州南端より沖繩に及ぶも臺灣には之を缺き、内地に多き黒松を缺きて琉球松の此地にまで及ぶこと注意すべし。内地と共に通なる種類も良く發育して、草本が灌木となり一年生が終歲枯れざる例少からず、唐辛が能く繁茂して草と思はれぬなど誰しも見易き所なり。内地に無きものにて阿亘「クロツグ」「ネバリハコベ」「ハマガラシ」「モダマ」「ヒルギ」など能く生育せるを見るべく、自生ならざるも熱地

の産を植へて良く榮へ「バ、ヤ」「バナ、「バイナツブル」なども之を栽培し得べし。ヘゴ類イヌビワ屬の數種甚だ能く茂りて奇觀を呈し、カジ「ヤマアサ」など鞆皮より纖維を探りて用ひらるゝ如きあり、美材堅材を得て賞用せらるゝものに「モッコク」「マキ」「イス」「バクチノキ」「イジユ」「テカチ」など甚だ少からず。「テカチ」(シャリンバイ)は能く繁茂して其木皮を紬染料として重用し、材は極て堅くして槌などを造るに賞用す。「イジユ」は久しく小笠原の「ヒメツバキ」及び南洋の一種と同視されしが、數年前に各別種特有のものと認定せらる、古來沖繩にて貴重の建築材たりしもの今や殆ど伐盡したりと云ふに、大島には尙ほ存在して甚だ將來に囁望されつゝあり。尙ほ「ウケユリ」<sup>ウケユリ</sup>は諸島に限り「タモトユリ」は口ノ島に限る珍品にて、大島本島の寒緋櫻亦その美を賞するに足る。鐵砲百合が頗る能く繁殖して先年以來米國へ輸出せるは名高く、蘭にも數種甚だ玩賞するに値せるものあり。要するに潤澤なる雨量と溫熱とを有して、風害は免れざるも此地は植生に天惠極て豊かなりと謂ふべく、熱帶有益な産を我が風土に應化せしむる培養所となし、巧に之を利用せば幾多の新植物を輸入する門戸たらしむること難きにあらざるべし。

### 沿革

阿摩彌姑といふ女神が海見嶽に天降りたりといふ開闢の傳説あり、我が神話と甚だ能く相似たるなど頗る面白く、又人老いて働くこと叶はぬに至らば野山に棄てたりといふ口碑亦味ふべく、太古未開の状況を想像して興趣深きも茲に之を省く。南島諸民が上古の時代に大和朝廷と交通あり、或は大使小使を遣し或は島人に位階を授くるなど、元より懷柔の策なりしならん又天惠豊かなる地の方物珍しかりしならん、之を遇すること隨分鄭重なりしは國史に著

し。彼の遣唐使が風波の都合で此邊に立寄りしこともあるべし、源爲朝が沖繩に流れ着きし事實は信ぜられて、奄美群島に暫時滯留せしとの説話も棄つ可からず。平家の遺族が此處に落延びたることも、僧俊寛が鬼界(今の硫黃島に留まりしと云ふ、喜界にあらず)に流竄されし事など、考へ合され、我が王朝文化の影響は必ずや有りしならんも之を知り難し。龜山天皇の文永三年琉球國に入貢して以來三百餘年間、中山王の統治を受けて盛んに文化を輸出せしが、其の感化は永く滅することなく後世まで傳存したり。

琉球に服屬せしは其威徳を慕ひたるに因ると云ふ、文永三年始て入貢するや英祖王辭して受けず、愈々服して更に禮を厚うせしかば即ち之を受く、翌年酋長を遣して治めしめ大屋子オホヤと呼べりと傳ふ。先是、大島の善政亂れて各地の族長相争ひたることあり、之を按司アンシと稱し其の居を「グスク」と呼び、丘陵に城塞を築きて割據せる跡今に存せり。此の按司は多く島人にあらずして琉球より渡來せるもの、勢力を有するに及びて土人を率ゐて琉球と連絡を付け居たりと察せらる。當時の沖繩は支那の影響を受けたること多く、明太祖が洪武五年使を遣してより交通し、中山王蔡度は弟泰期を派して臣と稱し方物を獻じ、子弟を送りて國子監に遊學せしめ遂に封冊を受くるに至る。爾來「唐を祖母の恩をなし日本を祖父」として過ぎしが、大島に對しては全く領域として取扱ひ、制度その他を多く沖繩本島と同じうし、産業の此の後に起れるも少からずして芭蕉布、大平布を始め養蠶、紬業なども漸く盛んなりしに似たり。

沖繩の制度を享けて大島の行政區劃は特別なるものあり、「村」を最下のものとなし數村集りて「方」カタとなり、方を集めて(多くは二方)マギリ「間切」となす、一方は大概十村内外を管せしと云ふ。奄美史

談によれば大島本島は南北に分たれ、更に七間切十三方に分ちたること次の如し。

上 方(北 部)

笠利間切笠利方  
赤木名方

瀬名間切瀬名方  
古見方

下 方(南 部)

名瀬間切名瀬方  
龍郷瀬方

住用間切住用方

燒内間切燒内方  
宇和瀬方

東間切東連方

當時の役吏と其の職掌を略記すれば左の如し。

一 按司 一人 全島を主宰し正一品の位にして金簪を用ひ、但し早く廢せられて慶長の頃は既に無し。

一大親オホオヤ 七人 各間切の長として其の事務を總理す、從五位以上正二位以下、假名染黃柏卷を着け親雲ペーイチン上之に補せらる。

一與人ヨンチユ 七人 各間切にありて大親を補佐す、從五位以上從二位以下、黃柏卷、親雲上。

一目指メヅシ 人員を限らず大親與人の指揮を受けて庶務に從ふ。正七位以上、銀簪を用ふ。

一筆工ビシゴ 右に同じ。

一撻役オキダヤク 右に同じ。

大親以上は年一度琉球に到り王城にて拜謁し貢を獻ずる例なりしといふ。次に徳之島事情によれば左の如し。

一大屋役 知行二十石、切米五石。

一用人役 知行十石、切米二石。

一指役 知行五石

一筆子 切米二石

後大屋役廢せられ其の子孫用人役に任せられたりと云ふ。以上の二説一致せざるも、按司の前者に缺けたるは早く廢せられたるに因らん、大親と大屋役、與人と用人、目指と指役など皆同じかりしなるべし。

尙ほ割地の制度も沖繩より享けて行はれたりしが如く、其の他後世にまで傳はりて沖繩の感化を見るに足るもの甚だ少からず、左に一二を例舉することせん。

稻掛量(ネカケハカリ)

南島雜話に「稻を掛くる斤量は外にあり、一升二升の印ありて五升まで掛かるやうに仕掛けたり……ネカケハカリ」と云ふは稻掛量と云ふ事にして稻を掛くる斤量なり、是に稻を掛れば米の樹目知らるゝなり、昔琉球に年貢する時掛て納めたりと云ひ傳ふ」とあるものにて、今日の古老に之を傳へ聞きて知るもの間々あり。

ツガ

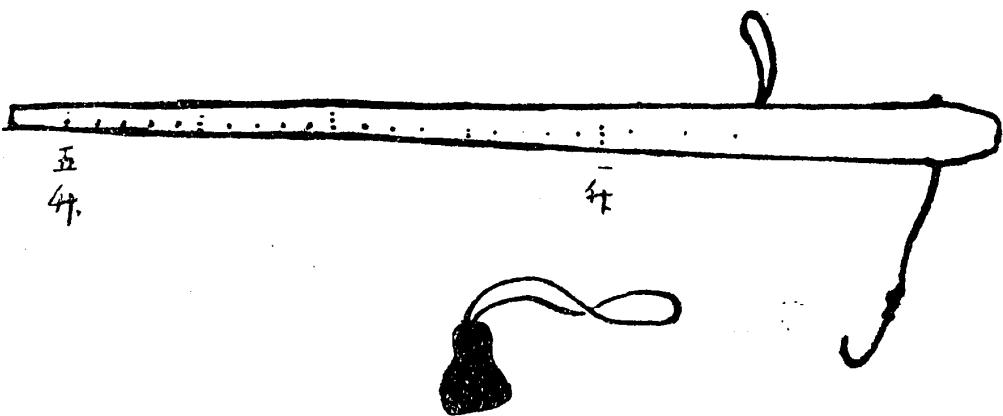
五合容器にして専ら穀物を量るに用ひらる、大島本島に於ては現に之を使用し、徳之島に於ては「チガ」と稱し沖繩國頭地方と同じ。喜界島にて穀物のこと「ツガ」と稱するは之より起りし名か。南島雜話に「五合樹のこと」をツガと云ふ、往古は此の五合樹ばかり通用したり、四五年あと迄は女共に一樹二樹と云ふ事を知りたるものは稀なりしとなり、皆ツガにて計り一ツ

ガ二ツガより十ツガ二十ツガ三十ツガ四十ツガ五十ツガと云な  
らひし由、二十三十、四十、五十など云ふ言葉倭國より渡りし言葉  
なれども薩藩の今通言になれば薩陽の御手に付きし已前よ  
りの言葉と見ゆ」とあり。内地の樹を入れて使用するに至り稻  
掛量を廢し五合樹のみに限らぬこととなりしが「樹の事を京盤キヤウバン」  
と云ふ、改樹より云ひ馴ひて今は總てかく云ふなるべし〔雜話〕と  
ある通り、今日に於ても京盤の言葉は通用せらるゝを見る。

### 能呂久米

古より大島に存せる神官にして巫女に類し俗に「カ・ン・ギ・ア・ナ

シ」とも云ひて門閥家の女子之に任せらる。「能呂久米二流に分  
る、大和濱より喜屋内、西東方迄は真須知組と云ひ、久瀬より笠利  
迄は須多組と云ふ。真須知組は住昔より正統傳へ……大和の  
人の妻となる事を禁ず、而して能呂久米の頭島中に兩人あり、御  
印加奈之と云ふ……一代一度宛本琉球に到り國主に御目見あ  
り、免許の御印を頂戴して在所に歸る、云々〔雜話〕加奈之の下に能  
呂あり一間切に一人宛にて、其次に「オツカカム」「シドワキ」「グージ」  
などの階級ありとす(史談)。慶長年間薩摩領となりし後も此の能呂久米は琉球王の朱印を受  
けしと云ふ、島人厚く之を信じ酒肴を獻じて事毎に吉凶を問ひたり。



五  
四

能呂久米の外に「ユタ」と稱するものあり、一種の巫女にして男女共に之をなす。豫言をなし祈禱を行ひ病に呪をなす、又灸治とて嬰兒の胸に十二三も灸して死したる例、禁食ありて難しきことなど雜話その他に多く記述されたる迷信なり。「ユタ」は必ずしも沖繩より得たるものにあらざらんも、其の外風葺の習慣近く明治三十年頃までも行はれしなど、沖繩の感化の甚だ多大なりし事例渺からず。蓋し琉球にては大島を單に屬地として取扱はず、全く其の國土の一部として大に同化したるものゝ如し。

## 本 篇

### 藩 制

沖繩は明の封冊を受くることゝなりし後も常に我が本土と交通せしが、室町の末より徳川の始にかけて動もすれば禮を缺くことあり、薩藩より之を責問せしことも屢々なりき。遂に慶長十四年に至り島津家久の征討となり、其の結果として喜界以北の奄美群島を割き薩藩の直轄となしたり。之より社會制度の狀態に一大變革を來すことゝなり、從來の按司地頭の行政組織を廢止して代官制を施し、貨幣の流通を禁止して物の交換に特種の賣買を行はしめ、甘蔗栽培を強制して耕作の自由を奪ひたるなど、產業上に及ぼしたる影響甚だ大なるものあり

### 職 制

薩藩直轄後慶長十八年より大島本島には藩廳より代官を派遣して全島を統べしめ、徳之島には元和二年より代官を派遣すとあれども、村里に於ける政治は概ね琉球隸屬時代のものを踏襲したり。蓋し改革を急にして本國の制度を直に移すことせず、巧に彼の長を探りて相

當に地方自治の制度を許したるもの見るべきあり。唯上長官には本國人を任用して藩主を代理せしめ、無上の權根を附與して島政を統理するに遺憾なからしめたり。大島本島に於ける職制を舉ぐれば左の如し。(奄美史談による)

#### 中央代官所

一代官 一名 藩公を代理して島政を總理す。

一、檢事 一名 寛永十八年増して二名とす、一に見聞役と呼び爲政上の監察に任じたり。

一、附役 二名 寛永十八年増して三人となす、代官の指揮を受けて庶務に從事す。

一、書役 數名 附役を補佐して庶務を整理す。

此内代官、檢事及附役は藩廳より派遣され、最初は二年交代なりしを後に四年と改む。何れも單身にて赴任するを以て多く妾を置きしが「アンゴ」と稱して島民より給與を受くる例となれり。而して其の役宅を假屋と總稱し、代官の住所を本假屋と呼べり。本假屋は初め名瀬村大熊に置きしが、數度の移轉の後に名瀬村伊津部にあること最も長かりき。

間切役場即ち村政にして地方に屬するものは各間切毎に、

一大親役 一名 間切一切の事に當り、知行切米位階など前時代に同じ。

一、與人役 一名 大親を補佐し主に戸籍を司り罪人糺問に當る。

一、筆子 数名 間切の庶務に從事す。

一、撫役 数名 庶民と接すること多く、會合及協議の際に長となり、殖產に就きてても先導者となる。

一、功才數名 捉役を助く。

一居番 村民輪番にて勤め役場を見守る。

元和九年大親を廢して與人をして代らしめ、萬治二年に至りて横目役を増置し元祿以後に更に増員して與人の補佐となす、何れも銀簪を許され其の職制左の如し。

一、間切横目 紿米年四石、外に勤務日數に應じて人夫を給せらる。戸籍の整理、犯人糺問等に關する事を掌る。

一、黍横目 紿米三石六斗及び人夫を受け甘庶の事を掌る。

一、田地横目 勤務日數に應じて一日米五合人夫一人を給せられ、田地の事を取扱ふ。

一、津口横目 右同、船舶の出入を検査す。

一、竹木横目 右同、砂糖樽用の檣木その他竹木の事を掌る。

斯くして一村の事は大抵村民の協議にて決し、捉役之を支配す。間切に關することは、捉役の合議によりて大親之を裁決し、全島に關することは大親(與人)の協議によりて中央代官之を指揮することとなせり。

徳之島に於ては少しく後れて寛文十年に附役を置き、延寶二年に見聞役を置く、徳之島事情の記述する所少しく異れども大差なし。代官所のものは詰役と云ひて内地藩士の來任せしこと前述の如く、間切役場の吏員は島民をして主なるものは過失なき限り世襲せしめたり。尙を後には以上の外に必要に隨つて各所に種々の役名ありしものゝ如く、何れも微役なりしならんも員數の多きあり、員數は少きも甚だ重要なもありたり。代官所に屬して定助、見

習、稽古、茶番等の名あり、唐通事に任じたる通事與人格あり、勘定役とて毎年二人宛島中總帳面を持ち上り翌年春下島せしものあり、見廻と呼びて各横目の下役をなすものあり、又御藥園掛、火消方、御鳥掛、牢屋番、御藏配、勸農方掛、大砲掛などの名散見し、之を古老に質して一致せざるも地方によりて存在せしに似たり。

### 土地制度

琉球本島にて古來割地制度の行はれたることは人の知る所、大島群島に於て何時頃より此の制度ありしかば知り難く、慶長年間薩藩直屬となりし頃の状況をも知る可からざれど、寛保頃の檢地帳(住用村西中間の古老和田祐整氏藏)あり、降りて安永文化の頃に行はれたるものと異なるなし。

### 土地種別

土地を所有の關係に従ひて分類すれば凡そ三種ありたり。

- 一、公有地 (官有林を含む) 山林、原野
- 一、私有地 畑地、宅地、新仕明地、一部分の田地
- 一、共有地 田地、仕明の田地

公有地 未開の山林原野を云ひ、昔時人口少なく此の地積は廣大なりしならん。公有地は人民が自由に出入して薪炭及び薪草の料を採取し得たるものとす。現今も尙ほ此の古來の習慣あり、濫りに公有林に入りて伐採することを止めず、管理に甚だ困難を感じと云ふ。而して島中諸所山中又は村山に入るを禁止せる所あり、是多くは能呂久米の頭御印が那の葬場

ならん、若も強いて此山の中に入るものは反鼻蛇に打たれ、又頓死すと云ひ傳へて島人大に畏れて近かず(雜話)とある如く、爲めに開拓の障害をなしゝもの亦少からざりしと云ふ。

官有林は公有地の内にも多く存在したるべく、又私有地の間にも有りしなり。有用な良材竹木殊に貴重なる樹種を培養して民の自由採取を許さず、竹木見廻山下見廻等をして巡回監督せしめたるものなり。

私有地　主に畠地にて宅地も含まれしが、新仕明地は多く私有することゝなせり。私有の地積その他は之を間切役場に登録して租年貢を上納し、その賣買並に擔保提供を許さる。私有の結果分配の甚しく偏するに至り、雇主と被雇人(年に男は米三石乃至四石、女は米二石を給せらる)との間、始は大差なかりしも後には主従の關係となり、借財積りて遂に其の身を賣り奴隸となりたるも少からず。水田にても畠となして利用し得べき所は甘蔗の栽培を奨められ、後には水田にして私有なるも有るに至れるが如し。

共有地　主に水田にして間切内村民の共有する所なり。之を村内にて夫役を勤むるもの全體に不公平なく、分配耕作せしむるを主眼として割地行はる。南島雜話によれば夫役とは十五歳より六十歳までの人にして勞力の貢をなす人々を云ひ、其の名々に當分高とて私田即ち作用地にあらざる田地を配當したり。此の高配當は五年に一回行はれ、若し一村の夫役人數多くして公田の地積足らざる時は、田地の餘れる近隣のものを以て補ふことありしと云ふ。而して五年又は三年に一度その時の數を基として配當するも、夫役は常に出入増減あるものなれば、毎年一度づゝ村々にて算者一二名を選出して、高割と稱して總高を夫役人數に應じて

均分せり。

割地は田地横目の監督せし所なるが、村々にて其の大小に應じて算者一名又は二名を互選せしめ、算者は一日一人の俸給を與へたるのみ、實際には地位に應じて上、中、下、下々田の四階に分ち、不公平なきを期したることゝて村民の合議にて全く自治的に行はれたり。名瀬間切伊津部元氏の舊記によれば、一方總體の人民二三に分れて組合をつくりて協議す、其の主旨は公平を期する爲めにて耕地の良否並に從來所有の關係などを參照せり。割當高の面積は同じ組合にては同じかりしが組合を異にすれば必ずしも等しきを得ず。分割の實務に當る算者は算數に精しきことは勿論、田地横目の下にありて給料を受け、能く自然的並に經濟的地位を判断せざる可からず、信望あるものを選出せしことは言を待たず。

尙ほ男十五歳、女十三歳になれば作用夫となり、男子は二段五畝、女子は其の半分(和田氏)を受くることあり(眞氏の記録には男二段歩女八畝歩とあり)但し其の面積は必ずしも一定せず體質によりて増減ありしと云ふ。而して男は六十歳、女は五十歳に至れば給地を返上す、即ち一代限りの私有利用を許されたるものなり。此の給與の性質判明せざるも、徳之島事情に甘蔗一段別を與ふとあるより見れば、多く畠地にして其の大部分は必ず甘蔗を栽培することゝ定め、一種の耕作強制を爲すために部分的に行はれたるものゝ如し。

小作 小作慣例は各地にて異同あり深く注意すべきものなるが、大島に於けるものにて一二特種のものを聞き得たるまゝに記さん、住用村にては地主が種子を給與し、收穫の際には先づ其の分量だけの糲を返納せしめ、殘餘を地主小作者が等分に收得すること行はる。頗る

幼稚なる小作法といふべく、種子の給與及び收穫調製の監督は容易ならぬものとす。畑地甘蔗作にては小作料を定めて、一段歩に付き砂糖百六十斤より百四十斤を拂ふことゝす。總生産は凡そ三百斤乃至四百斤なれば約四割許に當る。徳之島龜津にては上田にては地主六分小作者四分下田にては折半を普通とするといふ。島尻村は概して小作者の境遇尤も憐むべく、殊に阿權部落は大地主跋扈し小作者の能く定住するもの少く、各收得の比は三と一なりと云へば到底立行かずと云ふ。思ふに現在の小作者は多く幕政時代には自由なく、奴僕となりて一年に男は三石乃至四石、女は二石位を得て使はれ居たるものなり。

當今全郡に於て田は自作三千餘町歩小作四百町歩に充たず、畑は自作一萬五千町歩小作二千餘町歩の割合を示す。戸數に就て見るに自作二萬二千餘戸、自作兼小作四千八百餘戸にして小作は二千餘戸とす。面して田畑所有面積も五町歩を超ゆるものは僅に三十一戸(二十町歩以上は二戸)五段歩を超ゆるものも千五百餘に過ぎず、一段乃至五段歩を所有するもの八千餘戸、一段歩未満のもの一萬三千五百餘戸なりとす。以て斯地農法の甚だ小なることを察知すべきなり。

### 税 制

慶長十四年薩藩直屬のこと定まるや、上井里兼及阿多某を遣し境界を定め檢地をなさしむ、翌年大島五島の檢地帳を作製して提出せり。同十六年相良頼長、有馬重純等をして下島、亂民を糺し税法を定めしむ。かくて大島本島にては慶長十八年總護使一人を置き、寛永十四年に屬吏を加へたりと云へば、當時相當の徵稅をなしたるならんも其租率種類等を知り難く、唯そ

の地所人頭、牛馬等に賦課せしは察せられ、延享元年までは租米を以てせしを同二年租糖を以てすることなれり。

享保十二年に行はれたる検地によれば總高は、本島のみにて一萬六千七百七十八石六斗一升一合四勺九才なりしに、新仕明地と検地とを差引きて現在一萬六千七百七十石二斗五升七合一勺八才となり、納米七千百二十八石二斗四升八合二勺四才とあり(大嶋竊覽)。之を換算するに石高一石に就き納米四斗二升五合四才なれば、略ぼ四公六民に近かりしを知り得らる。寛保頃と思はるゝ大島住用村の検地帳には田租の例として左の如きものあり(段當を括弧内に換算して参考に便す)

上 田	五畝十八歩	糲一俵(三斗三升)二斗三升	(米五斗)
中 田	一畝二十步	糲一斗二升	(米三斗六升)
下 田	一畝廿六步	糲九升	(米二斗四升)
下々田	一畝廿五步	糲八升	(米二斗二升)

即ち平均一段歩に對して租三斗三升を上納せしものゝ如し。

明治五年五月七日付にて租稅課に届出でたる數量は左の如し。

大島本島の分

租 一萬六千六百五十石四斗三升四合六勺

四百二十一石四斗五升四合四勺

享保檢地高

小物成 八千三百八十二石九斗四升五合三勺

内

七千六百一石餘 木海月、檸子、木粒、唐芋、鷄引尾、夜光貝、白のり、海栗、せざい海草、な

からめ、上納現品或は代納米

二百二十九石 尺蓮九千百六十五枚、現品上納、但御節禮、室闌地、納牛馬口錢夫

賃等の分

五百五十二石 黒津久鹿角菜、赤津久、上中下三種の芭蕉及眞綿等現品上納

合計 二萬五千四百五十四石四斗八升三合五勺

此外御節禮の時の現品上納

一尺蓮二千枚 一、赤津久五千三百五十三枚

一、芭蕉七千五百斤 一、米七十五石

喜界島の分 合計一萬二千六百三十五石三斗五升餘

合計尺蓮五百枝

徳之島の分 合計一萬八千百石一斗五升餘

合計尺蓮五百枚

沖永良部島の分 合計七千九百十七石一斗七升餘

與論島の分 合計二千七百三十七石七斗二升餘

總計石高六萬六千九百十九石八斗七升餘

尙ほ徳之島事情によりて同島に於ける數字を擧げんに左表の如し(段當糲にて)

田租	田貢	烟租	烟貢
二・二六七	二・三二	七・九一	八・一
一・八六一	一・九一	四・一九	四・三
一・四七〇	一・五〇	三・二八	三・四
○・九七七	一・〇三	二・〇五	二・一
屋敷地	七・九一	八・一	

即ち田の租貢は一段歩平均糲一石八斗六升三合にて米にして凡そ九斗三合、烟は平均糲四斗八升米にして凡そ二斗四升となる。

延享二年より貢米を總て砂糖に換算して上納すること、定めしが、其の率は諸記録並に古老の説一致せざるも、玄米一升に付き砂糖三斤若くは三斤三合なり、又は砂糖一斤に付き玄米三合七勺なりりと云ふ。當時内地に於ける物價は概ね玄米一升よりも砂糖一斤の方が少しく高きを常とす、以て薩藩の占め得たる利益の程度を察知することを得べし。左に大阪に於ける米と砂糖との價格を擧げん。

天保元年	肥後米	一石(三俵)	九	一 匁	(一升)	○ 匁九二
	黒砂糖	一斤		○ 匁七五		
慶應元年	肥後米	一石(三俵)	二〇	七 匁五	(一升)	三 匁〇七五

當時大阪市場に表れたる砂糖は薩領よりの品以外に、讃州、阿州、土州岸和田、伊東、唐津、紀州等よりのものあり、且つ長崎より輸入せし外國品もありたれども、輸入品は唐砂糖と呼び内國諸藩の産糖を私製砂糖と云ひ、薩藩即ち島津家三島産のものを特に黒砂糖と稱へたりと云ふ(大阪市史第二卷三四五頁)。前表の黒砂糖とは恐く大島産なりしならん、薩摩米は肥後米に比して低價なりしを思ひ、薩藩が大阪に於て砂糖を直營販賣して収益は尠からざりしを察せらる。

### 徭役

高持百姓は總て夫役とて労力の貢をなしたり、兵役輸卒、池溝、道路、橋渠、堤堰等の修繕營作より田畠の復舊、租年貢の運搬、藩吏巡回の際に力役に従ふは元より、俸給の一部として吏員の私用に使役せらるゝことも少なからず、年内の過半は此の夫役に従ひたるを以て自己の農作に入念する日數は頗る少かりしと云ふ。此の作用夫となり高持となれるは、男は十五歳より六十歳まで女は十三歳より五十歳までの全部にて、戸籍改の際に「シフセキ」(暨者)「カタハ者」(不具者)などは區別して除外したり。其の他藩の公職を勤むるもの即ち與人、與人格、間切横目、同格、忝横目及同格等並に此等の嫡子は夫役を免ぜられ、詰役の女中となりて失敗なく任務を終へたるものも除外され、郷士格とその子三男まで及び一代郷士格のもの亦特に免除されたり。而して此等資格によつて夫役を免ぜられたるものは二本簪を使用することを許さる。此の徭役に就ては藩廳より屢々戒飾して、農事繁忙の際には成るべく使役せざるやうに又私用には之を避くるやうに努めしも、實際上には行はれ難くして民は常に雜多な事に使役せられて甚だ苦しみたり。

薩藩直屬となりて間もなく斯土に甘蔗栽培及び製糖の業起れり、風土良く適したるを以て各地に傳授繁榮せしが、元より甚だ有利なるものなれば直に之を薩隅の地に移し、之が栽培を試みて製造を圖りしも其の成績思はしからず、大島(及び琉球)を其の供給地として着目せしは自然の成行なりき。遂には盛んに獎勵して強制するに至り、砂糖を從來の米穀に代へて租稅として納めしむること、定め、米穀は却つて藩廳より給與すること、爲したり。左なぎだに征服せられたるものは壓せらるゝを常とす、此の如き特殊の事ありては推察に餘あり、用意の周到なりしだけに苛酷の收斂は甚しきものあり。三四年の短期にて交代せる割在吏は功を急ぎて源泉の涸るゝを忘れ、無暗に督勵して製糖量の増加を促し、而して給米は其の少からざる部分を自ら着服して民に配分せざるに至れり。蓋し大島は天惠豊かにして各種食用の草笨能く繁るに加へて、恰も此頃甘諸の傳來して甚だ盛んなるあり、民は米穀を缺くも必ずしも生活に忽ち艱難せざりしなり。此の事狀を見たる當時の代官が兎角誅求を是れ事とせしは免れざる所、若し寛大なれば徒に怠惰に流れしむる恐もありしが、民には餘あらしむ可からず」とは何處にても同じ封建政家の格言なりき。

壓迫は忍び得る限りは之に耐ゆるもの終に永續せらるべきにあらず、大島の民も根氣を盡して後は疲弊の外なく、農地は荒廢して藩廳の收入も減少することとなり、之が回復を策せざる可からぬ状態となりしが、時や好し島津重豪一代の英資を以て藩主たり、適才得能通昭を選びて勸農使として派遣せり。得能氏の下島せしは安永六年なりしが、當時の事情を通昭錄その

他によりて窺ふことを得べし。「腰を下して足洗ふべき家もなく、民の有様は朝夕の食に悩み、磯の藻屑を食し渴さへ濕し難き程なり」しが、巡回の氏自らも喜瀬といふ所に至れる時など、立寄りて休むべき家もなく空腹を抱へて引返したり、今日ふとに人のなやみぞ知られける、行くことも難き己がつらさにと詠めるは其の折ならん。「此の島の民は砂糖を作り貢して、米は公の御藏より給ふ撻なりけるが、何時頃よりなりしか惡しき法起り、此のこと止み惱み大なり」とのことを公より仰せ出しありて、今年より古政を改めければ、此の所の民共は龍卿の御藏米給りければ、歎び勇むこと云ふべからざるなり」とある如く、公許を得て龍卿の外にも大和濱、名瀬等にありし御藏米を開きて賑したるも、到底十が一にも足るべくもあらず。巡回隈なくして民情を察し地力を査べ、鹿児島に歸任復命せんとする際には密に期する所ありてか、一首を咏みて云ふ「ひと筋に徳の力を頼みなす、此處も九品のうてななりけり」と。

藩廳に於ては氏の建議を採用して改法の議を決したり、通昭錄によれば凡そ左の三項にありしものゝ如し。

一、從前過重に甘蔗栽培を強制して餘りに耕作の自由を束縛せしことを弛め、之を一定量に限りて其の範圍は時宜に定むること、なす。

一、甘蔗以外にも稻、甘藷その他各自の欲する作物栽培の餘裕を與へ、民の衣食を豊かならしめんことを圖る。

一、御藏米を島民に配與して常食の料たらしめたるを廢止す。

即ち斯土をして宛ら藩の製糖工場たるが如き極端なる方法を改め、甘蔗は貢作物として重

視せしも其の程度を定め、成るべく他種栽培をも致さしむるやうになし、且つ兎角に奸吏の乘ずる所たりし弊根を去り、以て島民をして延び得る所に發展せしめんとの政策を探ることゝなれり。斯くして將に枯れなんとせるもの更に蘇生の思をなし、富源の開發その緒に就きて産業の發達甚だ期待せらるゝものありき。

大島の疲弊甚だしく前述の如くなりしもの、元より政法の宜しきを得ざりしに因るも、尙ほ暴風雨の激しき孤島にて其の災禍も多少與りしならん、其の外に巫覡と古來の迷信とが亦大なる原因たりしに似たり。島内の森林と原野とを神託の地となし、春秋二期には神降の靈境なればとて一切踏み入るを禁ず、開拓伐材は元より薪を探ることをも爲す可からず、若し之を犯す者あらば神罰忽ち来るべしとの迷信あり。且つ各民家に飼養せる牛豚の類も隨意に入用に應じて屠殺する能はず、供物として神地に放たざる可からずなど妖言を爲すあり。林木徒に繁るも家屋修繕の材を得ず耕地に不足すれども沃野を拓くことを得ず、爲めに農事の發展を妨ぐるもの甚だ多かりしと云ふ。得能氏之を見て此の迷信を除去すること尤も急なりとし、乃ち自己の名を以て神山を伐木し神地を開墾し、又は牛豚を屠りて人夫に給與するなど、妖言の理由なきを事實にて教示せんとし、費したる米千三百餘斛、屠殺せる家畜四百餘頭に上れり。是より利源の開發大に進み新に田畑を拓きたるもの數十項に及びたりと云ふ。三年を経て再び下島せし際には、從前の私利甘汁を失ひたるを恨とせし巫覡及び組せる者共、神山を伐り、神物を奪ふの非を鳴らし、又民を惑さんとすること頻りなるを見て「靈管記」を作りて廣く

島内に頒布し、山の徒に茂り木朽れども人の取るなく家破るれども材なきを善ぶ神はなしと  
説き、神は山にあらざれば住むを得ず牛豚なれば生き得ぬものにあらずと教へ、巧に譬を用  
ひて島民の利をこそ願へ不便苦痛となるべき言は眞の巫覗の云ふべきにあらずと甚だ親切  
なる訓戒なりき。

斯の如くして民皆改政を謳歌し能く力を田畠に致し、圃上の作物を盜むものなど無くなり  
たりと、得能氏の遺徳は永く後世に垂れて敬慕せらるゝこと、なれり。當時住用間切の某作  
れりと傳ふる「いろは歌」「數へ歌」あり、「いかに後々聞き給へ……」にわかに替る御趣法筋、ほう  
年なるも今年より……かく有り難き御仕置の、よに遭ふ島の民なれば……む理の仕向も  
無くなりて、うへの御蔭の有り難き、ゐのち(命)限りの務せよ……ゑい(永代犯す)な御趣法を、ひ  
しと居候へ得能様……など言卑しきも以て民情を察するに足らん。後文化年間に及びて  
開墾切換の法盛んに行はれ、丘上より谷底まで拓き得て豊作を喜びしなど、亦その源を得能氏  
の指導獎勵宜しきを得たるに發すと稱せらる。甘藷の盛んに栽培せられて兎も角も民人生  
存の基を立つるに至り得しは、實に氏の山野開發に俟ちたるもの頗る多しと云ふ。唯仁人は  
少く德業は稀なる世間とて、得能氏の如きを常に得ること元より望む可からず、その遺風は永  
く絶ゑざりしとは云へ、封建專政の時代に屢々苛歛あり、離島征服の地とて往々壓制ありしは  
免れざりしなり。

### 耕 種

### 開 墾

山畠と稱して一二里の奥山を開墾すること稀ならず、之を仕明と稱へ其の「次第は七八尺廻りの大木立茂りたる山を、三四五十廻り許りも薙倒し暫く枯し置き、夫に火を付焼崩して大木許り残りたるを又切集めて焼來春より打返して唐芋 $\parallel$ 甘藷 $\parallel$ を第一作り、粟、大根、蕪(燒たる跡に畦も打かへさず其儘蒔く別て進みよし)黍(砂糖黍にてはなし)赤ゴシヤ、里芋、藍、生姜など至てよし。……七八年にもなれば唐芋の實入惡敷なり、其時は砂糖黍を植捨に植て僅なりとも砂糖を取るなり(雜話)と、是は略法にて「本式にすれば三年斗前に山を薙倒し置ば、諸木の枝には其内に薪に取り或は朽腐もありて、本木ばかり残りた時夫を切集て焼崩し作をすれば猶ほ能き」(同上)なり。かくて甘蔗作一回を終るまで利用して休閑に附す、其時には更に新地を開くか又は既に仕明して今まで休閑せる所に歸るなれば、山中處々に畠數多點在したりしなり。

開墾耕作の際に肝要なるは垣にて、若し周圍に垣を以て防がざれば猪害甚しくして生産を收め得ず、其の法は周一ニ尺もある材幹を五六本も横に渡して四尺位の高さとし、嚴重に四周を悉く圍みたるなり、現今にても奥地に此の垣造を見ることを得べし。尤も野猪は椎實を甚だ好むものにて、附近に椎實豊富なる時は其害大ならずと云ふ。因に言ふ島民山畠の仕事に行く時は大抵辨當を携帶せしが、其際に用ひたる食器は家庭にて使ひ古して破損せるものにて、歸る時には盜取られぬため陰に隠し置き次回の用に立つ、鐵鍋割茶碗の些事なれども以て民心の一端を窺ふべきなり。

尙ほ「荒地を打つこと賤の男もすることあれど先賤の女の業也、女子十五歳より二十四五歳迄のもの共、十人も二十人も加勢を請て立並んで、イト(歌)と云へるもの同音に節の拍子を面白

く云て、同時に山鍬を地に打込樂て終日働き不思して埒も明なり。又加勢に行きたる者の新地を打時、返夫と名付て加勢を乞たる方より加勢を出して同様働くなり。先十五人にて新地を面白く打たんとの思あらば、十五人は處々へ加勢を出し其返夫を請て吾島を打なり。互に其通して大家有福の者は處々へ加勢を多く出し置故に、問には一日四十餘人をして新地を打事ありしも、丁度年頃の女子なき家は「此事出來ず格別不自由なり」(雜話)しと云ふ。

### 甘 諧

甘諧の我邦に傳來せし起原に就ては諸説あり、元和元年に平戸島に試植せり(大日本地名辭書續篇)と云ふもの最初なるが如きも、石見の代官井戸氏甘諧先生青木氏等の功業によりて、廣く中國竝に東國に行渡れるは薩摩より種苗を供給せしにて、薩摩には山川郷の前田利右衛門が寶永二年に琉球に航して携へ歸れる(成形圖說)を始なりと云ふ。種子島には是より先き元祿十一年に琉球王より贈られて移植(種子島系譜)せり、夫が薩隅の地方に傳播せしも元より有りしなるべし。琉球には長眞氏砂川親雲上旨屋が萬曆二十五年(我が慶長二年)に宮古島に携へ歸れる(長眞氏家譜正統記)琉球の五偉人引照を最古とすれど、僻遠の孤島にして其の影響の未だ遍からざるものありしならん、琉球國舊記に蕃諧萬曆三十三年乙巳尙寧王世代、總管野國自中華而帶回、麻氏儀間親雲上眞常聞之而往求之、……徧分子國中爲五穀之佐也、故麻氏子孫至今祭謝野國とおり、總管が獨り廣く其名を傳へらるゝもの止むなきことか。而して同書に黃蕃薯康熙三十三年甲戌、有一人自閩而帶來、以分各處也、獨異別種、澆風雪而不衰、大得民利焉とあるは、更に良種を得て遍く栽培の盛行せしを示すものなり。斯くて大島に於て

も夙に琉球に甘藷あることを傳聞せしに相違なく、少くとも薩摩に入りたるよりも早く渡りたらんと推斷せらるゝも、何時何地に始て栽培せしかば之を知るに由なし。南島雜話には當濟の書留に明の孝宗の代に傳來せし旨ありと記せど、支那に始て甘藷の傳はれるは夫よりも約百年後萬曆二十二年の頃なり、時代を誤るものにして元より採るに足らずとす。大島は溫熱濕氣に富み且つ暴風多き所なり、一度甘藷を移植して其の功利を悟るや、民競ひて之が栽培を爲し頓に生氣を増せしは想像に餘あり、琉球の偉人蔡溫が「御當國前代は人居僅に七八萬人罷居り其以後」甘藷栽植漸く人居繁榮致し最早二十萬人に相成候と記せるは、奄美諸島に於ても全く其規を一にせしこと疑なし。風雨の害を殆ど受けず割合劣れる土地にても能く周年作り得る無比の作物を得たるなれば、島民が生存に大なる安定を與へられたる感をなし、怠惰に流れ退嬰に陥りたる傾は少からざる弊害なりしが、薩藩の下に製糖を強制せられ屬吏の爲めに往々苛酷な誅求を受けしも、甘藷の有りたればこそ兎も角も耐え得たりと謂ふべし。

名稱 甘藷は内地にて琉球芋、薩摩芋、唐芋などと呼ぶる、大島にては地方によりて同じからざるも「ハンス」「ハンシン」など尤も廣く行はる、成形圖說に登武と當字したるは唯その音を移せるのみ。大島竊覽に唐音より來ると說きたるは間違なく、甘藷(*Kaupas*)蕃薯(*Pomelo*)の轉訛ならんも由來明かならず。又「トム」といふ語大島本島の一部に行はる、唐芋を音讀して詰まりたるならんといふ說あり。喜界島にては赤藷を「アバンスックハ」、白藷を「シロバンスックハ」と呼ぶ、沖繩にては現今「ウム」「ン」「イム」「ンム」などの方言にて呼ぶる、大島にての稱呼と殆ど連絡なきが如きも、舊記には「ハンス」といふことある由、支那にても「ハンチ」といふ方言ありとか、石垣島そ

の他の「アコン」與那國島の「ウンテル」など面白きことなれば方言學者の研究を待つ。

種類 當時斯地に栽培せる甘藷の種類として大島竊覽に載する所を擧ぐれば左の如し。

一、ムリキユ 内外白、伊津部にては「白サネユキ」と云ひ、知名瀬にては「イヘミツ」と云ふ。

一、バアドン 皮赤内白、葉尖る。

一、八重山ドン 皮薄赤、中黄、根太くて早く熟す、稍白し、葉薄赤、八重山より渡りし故に云ふ。

一、トウカンド 皮薄赤、中黄、根太く入て早熟し梢赤し。

一、ヲギノドン 皮薄黄、芋の形長し。

一、コウジヤツクハ 皮白、中白、芋の形丸し。

一、ホウボネ 赤芋にて形長く、葉丸し。

一、ヤレバ 皮白中黄。

一、十五日 皮赤、葉赤し。

一、ムメカチ 皮薄黄、中山吹色、葉白筋あり、青匂ひある故に梅の香と號するものと聞く味よし、島に何種も植たる内猪がありあるとき此芋を先に尋ねて食ふといふ。

記述明確を缺くも以て諸種の異同ありしことを知るべし。徳島事情には長濱、赤皮、赤和蘭、長蔓、三居古、英吉利等を掲げたり。

畑地 「平地全なし惣て片下りの所なり、是も至極烈しく手寄なくては登るも六ヶ敷ほどに、既に崩れ懸る如き數十丈の所に作りたるが多し」山島の芋は別て大く村近邊の島に植えたるとは格別に違ふ事なり」と竊覽にあるが如く、即ち仕明地を利用したるにて現今にても平地に

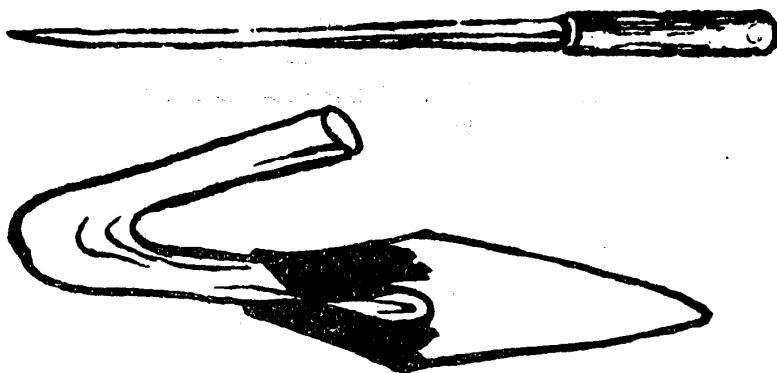
作ることは稀なり、甘蔗の連作餘りに長きに亘りたる時などの間作に見らる。蓋し大島本島の如き山岳多き地にては止むを得ざるものならん、喜界、徳之島、沖永良部の諸島は平地に乏しからざるを以て、甘諸を平亘の處に栽培すること元より多く、大島本島が甚しき傾斜地を遍く開拓せるは文化の頃既に盛なりしものゝ如し。

**苗** 内地にて行ふ如く特に種諸を埋めて苗を探る手數を要せず、秋十月の頃に隨意に蔓を切取り來り、村近く適宜に準備せる苗圃に植へ(四寸許づ、隔てゝ置くなり)。翌春には多數の芽を簇生するを以て、其の蔓を切り取りて苗(タネガラ)と呼ぶとす。「寒強き年辺も霜雪降事なけれども、霧稀に降て僅斗は痛事あれ共、葉先斗り枯て桂は枯るゝ事なし」。植へて三箇月許にて能く熟し掘り得るなれば、其の蔓を挿して第二回の栽培をなし、更に第二回の收穫の際に第三回の植付をなし、更に續けて能く四收することを得べし。

**植付** 前年晚秋の頃埋置ける蔓より出たる芽を取りて早春植付くるなり、鐵籠に柄を附けたる一種の農具を使用し、「一方の手に籠を逆手に持て土を剝起し、一方の手にて桂を押込んで植る也、大抵五六寸間に植る也」。山畠その外肥たる地面は「一尺間に植る也」。かくて植付たるもの生長し蔓長くなりたらば夫より切りて苗として植付く、晚秋に至るまで殆ど引續き栽培することを得べし。「桂返しをする事なく、却て桂は根付かせて追々實入を願ふ事なり。植たる芋の桂を度々切らでは實入よからずと云ふ」。

籠は沖繩にあると同じく、諸種作業に用ひられて便利なるもの、現今も大島本島に割合多く残りて廢止せられず。喜界、徳之島にては之を用ひず、「トンゲ」又は「トーダ」(唐鍬)と呼びて柄長き

山鍬を使用す。



收穫 三月植へたるものは六月には掘ることを得べく「アサリ  
グイ」と呼ぶ鐵串にて各株につき大なる諸より採收を始め、三四回  
も採收せる後は鍬にて掘返し全部を收む。收むるに従ひて日用  
の食料に供せられ、晚秋初冬に收穫せるが時へられて翌年初夏に  
及ぶなり。豊作の年は少數にて十分の收穫を得べく、剩餘は不要  
となる故に「島に置ば芋腐れ打取る隙を得ず、他人へ呉るれば夫を  
打て貰ふ人なく、芋植の島支へて仕方なき事あり」凶作の時は霜月  
師走ころより甘諸を食盡して島民此時の難儀喩るにものなし。  
打起して收穫せし後に取残されたるより發芽するものあり、纔に  
覆茂る雜草を除きて保護すれば、能く成熟して二度生の諸を取り  
得ること少からず。殊に西風の當らざる山島などに然り。

由來大島にては甘諸を主食となし、一人一ヶ月に壹段歩を當て  
たり。一段歩の收量は徳之島事情によれば上畑二十三石八斗、中畑二十石三斗、下畑十七石二  
斗二升下々畑十四石四斗なりと云ふ。

改良 「性惡しくなりて大島にてたなごびといふて筋芋になりたる時、唐芋の葉斗りを地に  
さして夫より桂を出して唐芋にする、是をムキ種といふ、別て上品の甘諸に變ずるなり、右の地  
にさしたる葉ばかりのものにも、能根を取りて勝れたる實入るべし」とあり。啻に品質を良く

するのみならず、收量も亦増加すとは今日も信せられて實行す。古より菊などに行はれたる繁殖法が、斯土には改良法として實施されたること注意すべし。

**調理** 大島にては甘諸を常食の料に供す、その調理法は種々あれども年の豐凶に應じて巧に利用せるもの妙を得たり。

一、豊作にして分量十分なる時は其のまゝ煮て食ふ、即ち味不良ならぬも兎角粗末になりて棄たる部分多し、但し其の皮や殘滓は豚に給與して甚だ好飼料となる。

一、分量十分ならざる時は煮たるを碎き捏ねて食ふ、之を「ネンギヤナ」「ハノスバン」又は「タゴ」などと稱し、手數のかゝれるだけ粗末にせず又屑も少し。

一、不足を感じて節約を圖るべき時は煮て碎きたるを更に粥とするなり、之を「トンガユ」と稱して水を加へて啜るやうになしたり。

甘諸を主として他に米麥野菜を混じて用ふることは元より、甘諸にて味噌を製し焼酎を釀すなど種々利用せらるゝは言ふまでもなし。

現在にては郡内の畠總面積一萬六千町歩にして、甘蔗に六千餘町甘諸に八千餘町歩を利用せり。年收量三千八百萬貫に達して亦盛んなりと謂ふべきなれども、風土の適して數回の收穫ありながら、其の段當り内地の一回收量に比して必ずしも常に優れりとせず。天惠甚だ豊かなれども人爲は尙ほ大に粗放なりとすべく、近年の進歩は一段歩より八百貫を得ることとなり、五人の一家を養ふには三段歩餘もあれば足ると云ふ、斯地にて男は甘蔗に從事し甘諸は

主として婦女に任せらる、舊法を改めて著しき進歩を見ざるは理由此邊にも存するか。由來大島產甘藷は品質劣りて釀造家などの歓迎せざる所、近年徳之島島尻村の島岡氏は深く注意を拂ひて採苗法の改良を主張せり。從來の施肥管理の法にも足らざるものは元より多きも、無暗に蔓を切取りては同化作用を十分に營むこと能はず「諸蔓を切る前に先づ己が手を切つて見よ」と説きて、氏は蔓を長からしめ蔓返をも行ひ中耕除草を奨めんとす。而して秋季に發育よき品質優れるものを選びて苗用とす、其の蔓の健全なる部分を五節程づゝ多數採り、各節に葉柄を残して葉片を切去り、淺く地面に平行に並べて土を覆ひ、條間を二尺許として一の苗床を造る、斯くて翌春には在來法よりも二月許も早く、苗となし得べき蔓が各節より長く發生し来るを以て、夫を根本三節ほど残して切取り苗とするなり。此の取残したるものは更に葉片を去りて土を覆ひ置き、各節より三本の苗蔓を發生せしめて利用す、此法を繰回して第二回には第一回の三倍第三回には更に三倍(第一回の九倍)の苗を得、即ち一小苗圃より能く大面積に挿すだけの苗を採取し、且つ品質の維持改良に頗る有效なりと云ふ。

### 稻作

古來甚だ重要な作物なりしは言ふまでもなく、其の栽培に關する諸行事多く内地と異らず。田のことを田袋と云ひ、整地には牛馬耕をなすこともあるが、大抵は田打物<sup>タタモノ</sup>と稱する鍬を用ひ、十月十一日より始め挿秧前には再耕をなし置くなり。

播種 「秋彼岸五十日前後に吉日を調べ稻を蒔く、是を種下しといふ十月に當る。此朝は下人迄も惣て飯を食するなり、又餅を搗て互に取遣をす、此夜誰人に寄らず面體をかくし、異形異

類の支度して三味太鼓をならし、夫々の藝術を出し門を數へて餅を貰ひ廻るなり、終夜其音止む時なく賑々敷き事なり。晚稻は一月頃に下種す、早晚の種類によりて凡そ五十日前後の差あり。

**播秧** 早稻は二月、晚稻は三月の頃に行はる、徳之島にて一本宛を可なり密に一坪百四十本位植ふることあり、大抵四寸程を隔てゝ一株二三本宛ゝ植ゆ。女童を集めて行ふにて「栽る時歌有り聲を長く引て謡ふ」なり。除草は五月頃迄に之を行ひ、「是にも歌あり草取イトといふ」。(雑話)。茲に序に徳之島事情に載せたる種類を擧ぐれば、

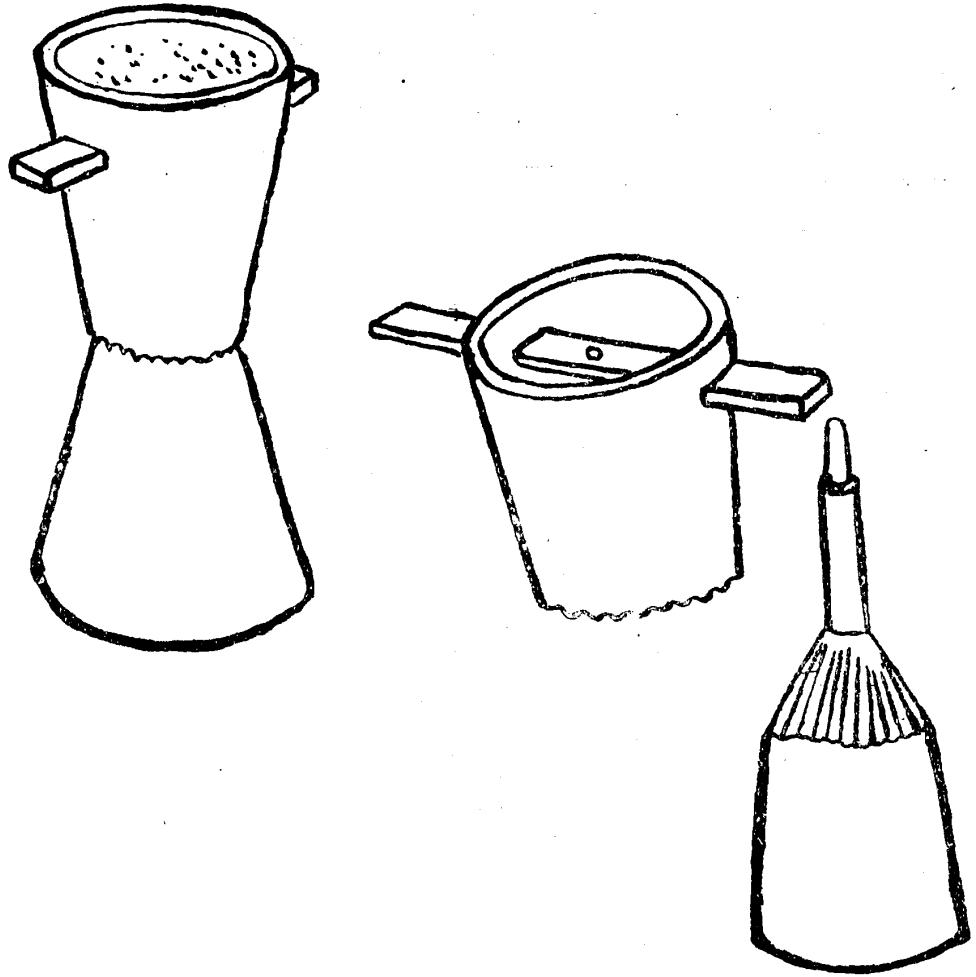
早熟種 アヤゴ(糯) クルハネ スタル フンネ

晚熟種 デゴ 赤デゴ アウベリ チジユミ ヒヤケ 赤唐節 白唐節 餅唐節 萬國

**収穫** 六七月の頃に成熟する故に収穫を始む、片手にて稻一握づゝ合せ一把にして、其一把を又三つ合一把にして是を「タバリ」といふ。此の「タバリ」を八個合せて縛りたるを「束」と稱し、此の束を一つ宛その儘上方又は下方に向けて擴げて乾すなり、雨多きを以て縛りたるまゝ乾せば急ぎ取込むに便なりと云ふ。

**調製** 乾きたれば一種竹製の器具にて穗を扱ぎて脱粒せしむ、其の脱したる糲は風を利用して秤その他の雜物を去り、手臼にて糲摺をなすなり。穗のまゝにて貯ふることも隨分行はれたるが如く、米としては蟲害甚しく到底貯へ難しとなす。糲を俵に入るゝに五十斤入と百斤入とあり、糲一斤は米三合の割にて五十斤の糲は搗きて米一斗五升となる。

**收量** 一般に一畝歩より平均稻三束を得るものとし、一畝を三束ミツツカダと云ひ一町を三百束田



と云ふことあり。一束の稻は目方二十五斤ありとし、米にして四升を得るものと定め之を標準となしたり。即ち三百束といふ一町歩よりは米十二石を得るものとす、但し四升といふは寧ろ平均の小量にて六升七升を超ゆること決して稀ならざりしものゝ如し。一束七升として換算するに段當收量一石六斗となる、斯地の產として平均と見るも尙ほ必ずしも多しと云ひ難きに似たり。我が古制にては中田四百束二十石とす(令義解)又三握を一把とし十二把を一束とすること普通なりしも、或は三握半を一把とし或は双手一拱を一把として八把を一束とせる地方もあり(農政本論初上)。大島の「タバリ」及び束の制度その量を同じうせざるも、内地には既に廢せられ

たるもの却りて僻陬の地に殘存したるを見るべし。徳之島事情に據れば該地にては上田より糲三石一斗六合、中田二石四斗四合、下田一石八斗三升、下々田一石三斗一升六合を平均量なりとし、徵租その他の標準となしたりと云ふ。

再生稻 「氣候暖なる故芸りし後芽出て再熟す、是をマタハヘといふ又生といふ事なり、是は初のものよりも實入よく味もよし」(雑話)。第一回を六七月に刈取り、その刈株より更に分蘖するもの立派に生育するなり。必ずしも第一回に比して常に收量多しとはせざるも、年により所により大に優れりといふ。品質は概して良く殊に飯に炊きて第一回米よりも遙に旨く、海に出でゝ漁する時など此の米を食ひて行かざれば獲物なしとは古記に存するまゝに現に人の語る所なりとす。

現今に於ては大島郡の水田面積約四千町歩、年々の收米は五萬石に充たずして段當平均一石二斗位なり。實際に見聞する所によれば一石五斗の平均を得ること易く、二石の收穫を爲すことも亦左程の困難にあらざるべし。米穀の斯土に輸入せらるゝもの毎年約四萬石、金額にして總輸入の第一位を占め一割以上に當る。二十萬の人口を有して米穀を需要すること約八萬石、若し二石平均に收穫することを得ば概ね自給せらるべきなり。而して其の然るを得ざるは甘蔗作と暴風雨とに抑制せらるゝにも因る、亦品種と農法とに未だ十分ならざる點ありと爲すべし。今日行はるゝ主なる品種は「ちいみ」と稱する在來種、常に留意を怠らざるも尙ほ未だ他の優良種を得ずと云ふ。暴風の爲めに早熟者にあらざれば成績思はしからぬは

止むを得ざる所、早稻を遅れて十一月初に漸く下種する舊習あるなど改むべきなり。插秧は在來の一本植を可とし、正しく六寸許の距離に密に三寸程の間隔を置くを宜しと云ふ(徳之島天城村松林氏)、内地風の正條植は甚だ良きも株間を四方同じくして八寸も空くる時は、徒に分蘖を盛にして發育度を過ぎ、熟期を遅くして風害に罹ること多しとの說あり。施肥の法も甚だ幼稚にして農具も亦頗る劣れり、土地改良の餘地も極て大なるなど將來に待つべきもの少からざれども、風土氣象を異にして特殊なる斯地に直に内地の改良法を實施し難きは深く心すべき點とす。

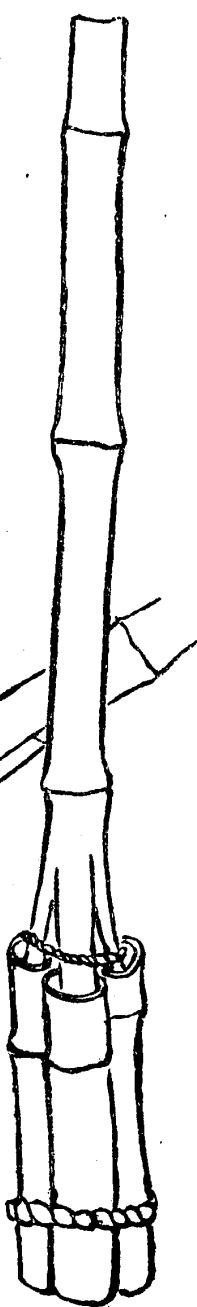
### 麥 作

稻に次ぎて重要なものにて「九月末より植始十月霜月師走までに植るなり」とあれど、實は「九十月蒔は來三月熟し霜月師走蒔は來四月熟す」ともありて、凡そ二期に分たると云ふべし。播種前には鍬にて整地し、牛馬を使用することは稀なり。播種の方法は「五寸間ばかりに溝を掘、其溝の内又五寸間許り宛に肥を一摺みづゝ入れて、其上に麥を十粒許(霜月師走蒔は二十粒)も蒔かざれば能生ひずといへり」づゝ蒔なりとありて點播を行ひしに似たるも、恐く大島本島の進みたる一部に於てのことなるべし。現今にても尙ほ散播を爲すもの少からず、當局條播を獎勵しつゝあり。肥料には「人糞或は馬豚の糞に砂を交へて用ゆるなり」と、是は基肥として用ふるにて追肥を爲すことなし。又「麥は熟るまで草を取る事なし」とありて、栽培法の決して集約なるものにあらざるを知らる。

收穫は「半熟にて取るなり……諸鳥の食ふ事を恐れてなり」先づ熟したるものを選びて一穗

づゝ摘取すること數度、後に大體熟し摘ひたるを見計ひ始て鎌にて刈取れり、以て品種の劣等不揃なりしことを推察すべきなり。調製するには乾して穂を摘取り、蓆の上にて「麥突」と稱するものにて突き叩き、風力を利用して芒稃その他の雑物を除く。麥突とは竹筒を三箇又は四箇縛り合せ柄を附けたるもの、其の穀粒を突きて當たる所は内側を削りて稍や鋭くなしたり。

但し此器具は



今殆ど之を見  
ること難く、又

喜界島徳之島

にては古來木臼にて搗くこ

と行はれ、石の  
上に置きて叩  
き調製するこ  
ともありたり。

徳之島事情

によれば、同島の標準收量は上畑一石一斗四合、中畑七斗九升五合、下畑五斗九升四合、下々畑四斗二升四合なりしといふ、此の總平均は一反歩の收量僅に七斗二升九合なり、頗る貧弱なりしものと謂ふべし。

云までもなく麥とは大麥のことにて、小麥は栽培極て少かりしものゝ如し。現在にても有皮種の六に對して裸麥は四に充たず、小麥は裸麥に比しても少き程の割にて栽培せらる、漸く需要の三分二を供給して餘は輸入に待ちつゝあり。

### 粟 作

「夏粟を島中作る、皆餅粟なり」その作付高は餘り多からずして「一石斗も作る人は稀との事にて珍しと云ふ」。大抵は仕明地に限りて栽培するにて、開墾の際焼き拂ひたる後山鍬にて搔き廻し種を蒔く、蒔付の時分は師走より二月中なり、粟種の二三寸宛間ある様に蒔事なれども、何れにか厚く生る故生出で、追々悪きものを抜取れば、却て追々能なりて穗太く出るといふ散播して間引を行ひたるなり。「畠燒きたる跡に其儘種を蒔ても隨分能ものと云、燒蒔にする畠餘り深く打時は、灰肥しなくなりて粟よく出來ずとなり」とて、尙ほ煖味の去らぬ間に播種するを宜しなど云ひ、現在に於ても此の如き方法行はるゝを見るなり。時には何か幾分の施肥を行すことあり、其の結果の良きは言ふまでもなし。徳之島に於ける標準收量は上畠五斗二升八合、中畠四斗二升八合、下畠三斗一升三合、下々畠二斗二升三合なりとす。

### 雜 穀

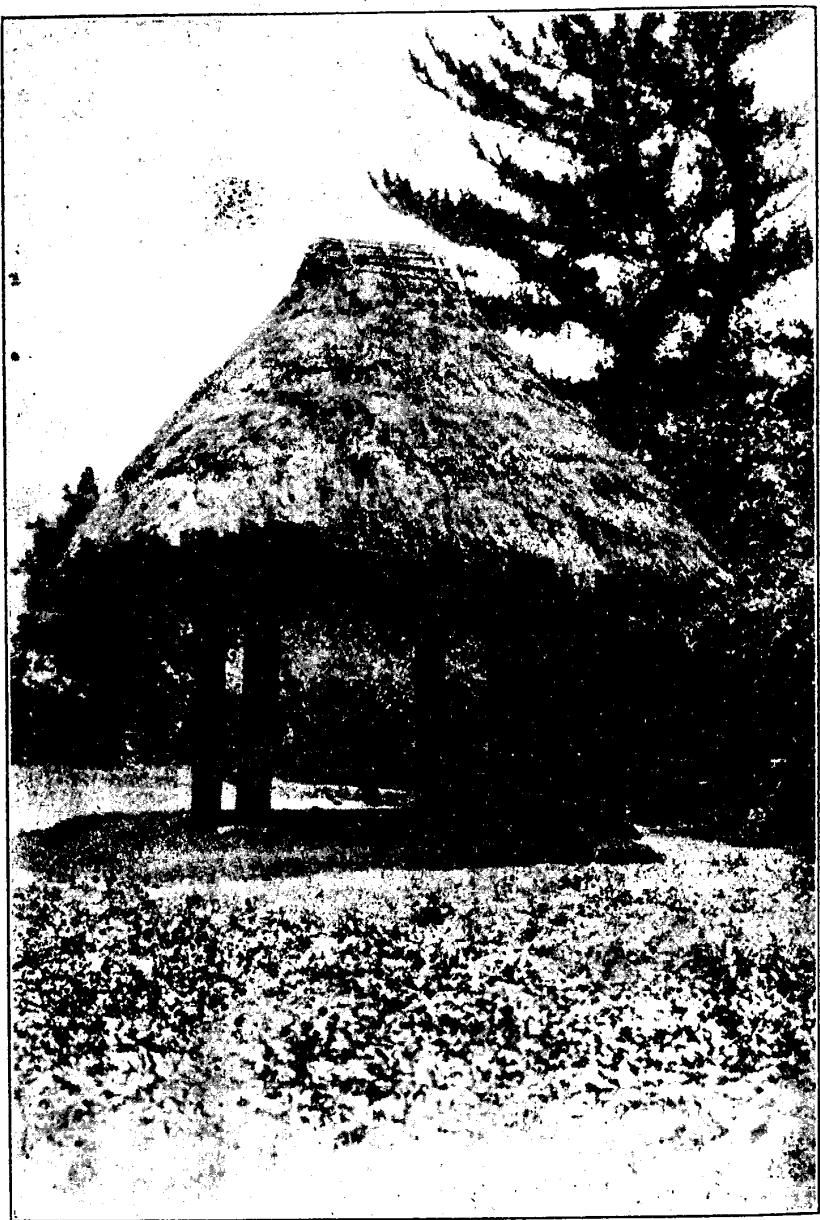
稻麥及粟の外には黍、玉蜀黍など作りしが、何れも其の分量些細なものにて言ふに足らず。「蕎麥は此島に植る事なし、倉元太郎兵衛とやらいへる者名瀬間切朝仁村に居住して、蕎麥を植たる事あれ共實入らずと也、寒の境に熟するものなれば寒なくは熟せざるか、依て島人蕎麥といへるものゝある事を知たる人稀也、況哉見たる人食したる人は猶更少し」と大疇竊覽に殊記

せり。現に十島には相當に栽培せらるゝも、奄美群島に於ては時に試みたることあれども、未だ好成績を挙げ得たるものなしと云ふ。豆菽類は亦古來相當に力を致したるものにて、現今に於ても小豆、蠶豆及豌豆の類は需要を充し居れども、大豆は僅に小部分を生産し多く輸入に仰ぎたり。蠶豆は近年漸増の勢にて進みつゝあれども、他は格別に云ふ程のこととなきもの如し。

落花生は將來に有望なりとて獎勵されつゝあり、能く出來たるは二枚敷に一升あると云ふ、女童の能き慰なるべし（竊覽）とて古來能く知られたるもの、地豆と云……三四月頃苗をして大低二寸位生出たる時、能打たる島二尺五寸間程に一本宛植る、植る時は塵溜土の能腐れたるに豚屋糞など括み交へて一撗づゝ入て植付、桂繁るに付て節々に土をかくれば節々惣て根入るとなり……馬糞を用れば忽ち枯るゝと也、六月頃に亦糞土を入れければ能根入ると云、十月頃能實入て掘る時は鍬にて打返しては少き故に、根の行衛知れる故に籠にて一づゝ掘取事なり。

### 高倉

溫熱高く且つ濕潤なる斯地のことゝて、蓄穀の爲め特別なる構造の倉庫あり。高倉カガと呼びて周圍六尺高さ一丈餘もある丸木を柱とし、四本（六本なるもあり）立て地より一尺餘の所に丈夫の貫あり是で惣體を持、大風には動くことありとも倒るゝことなし。火災などには下の貫木而已取て、綱を付て引倒せば手安く倒るゝなり。……地より七八尺程の所へ床を付、四方とも四尺餘宛檐出ると雖も、四方に軒柱なきやうに造り、軒端にも如何様の重具たりとも置きて破損すと云ことなし。此の藏に干物等格護すれば蟲付或は腐ると云ふことなし、どう瓜かぼ



ちやの類を格護しても能く保つ、尤も諸穀物等蟲付至て薄し。大なる丸柱を能く削りて然かもイヂウと云へる堅木なる故、手掛なく鼠も登ることを得ず、柱其他粗末の藏には鼠登ることあり。高藏の大きなるに

は柱九つ立もあり、形は異なる事なし。此の倉を造る爲め柱を山より運ぶに、一本を八人にて荷ひ得るを普通とし、その小なるものにても六人はかりたりと云ふ。又地倉ヂンカラと呼ぶものあり板を以て圍みたるが、非常に強固に堅材を用ひて建てたり。

「高藏を新に普請する時、島々カフカといへる日を七つ合て、作りし藏は假令鼠或は雀など入ることありとも、五穀等食ふことなく、却て藏の内へ死して干物になること折々なり、奇怪なが

らも此折々死せるを證據とすべし。カフカを七つ合せたるは餘りに強くして、人も此藏より落つる時は命を畢ること故に、五つ位合せて能と云ふ〔雜話〕。カフカとは蟲類などの繁殖せざる日なりと云ひ、普通の住宅建築には寧ろ此日を忌みたり。カフカの日取とは正月二月及十二月は丙丁、六月七月及八月は甲乙、三月、四月及五月は己戌、九月十月及十一月は庚辛などにて、五つ合すとか七つ合すとは材を取る爲め山に入初むる日、材を運出し初むる日、普請取かゝり、屋根葺きなど諸作業を爲すに此の日を選ぶことなり。例の迷信にして面白き厄介なこと、云ふべし。

### 蔬菜

諸種の蔬菜あり少しづゝ山畠その他に栽培したり。里芋、生姜の類が能く風土に適して生育よきは元よりにて、大根も常に多く栽培せんと圖りたるが、南島雜話に載せたる蕪、午蒡及薤蒜等の記事は以て栽培術の程度並に副食物の一面を推察するに便なれば、之を左に引用して参考に供す。

「蕪の事をウデと云、此作至て手安きことなり、深山或は磯邊など草木の立茂りたるを切薙、夫に火をかけ焼崩し蕪の種子を薄捨て土も掛け其儘草を取事なく能出來て程も大きは一尺七八寸まはりもありて、天王寺蕪にも劣るべからず。五六月頃蒔て師走正月頃に出来るなり、又二月頃蒔あり是は三年種を磯邊の地の、別して能肥たる地に蒔ことなり、一月一二年の種を蒔ければ根入ことなく葉のみ茂るといへり。」

牛蒡は名瀬間切小宿村の龜蘇應といふもの巧に作りし由にて、春は二月三月四月秋は七月

八月九月其内にて春三月秋八月種を蒔て第一よしと云、冬蒔は寒にいたみ夏蒔は日照に痛み進み悪しと云。地拵を能くいたさでは見事なる牛蒡出來ぬよし、別而地を深く打又三尺許地を築立、二度畠を打となり、二度目打返すには馬糞を多く切込み畠に平等になし種を蒔て其上に又馬糞を薄く蒔散らすとなり。七八枚敷も作り置きて其内大き者より引取れば、追々大きくなりて三年許は其畠にて用分ありと云。種能調ぶるにはこやしたる時能牛蒡を、根は切取其上を植付置いて、夫より出でたる種を蒔は能と云。

薤は「ガクキヨ」と云、此島多分に作て家々鹽漬にして朝夕飯の添物とす、四五六月に植て翌四五六年に取る、植て少し芽の出たる頃上に葉を一重薄く振て、夫れに火を焼は最上の養となる、外に手入なく此分にて宜しきとなり。

蒜は「ヒル」と云ひ茎は「ヒラ」と云ふ、大抵同じ栽培法にて、八月頃畠を打起して一尺間程に溝を立て、それに敷糞をするなり。敷糞は豚屋の糞を用ゆるなり、人間も豚屋に大便を通して豚の食とする故に、豚の食ひ残しもありて豚屋の糞半は人糞も交るべきことなり。或は馬糞を用ゆる是は馬糞に濱砂を入れ置、一七日程馬の大小便を踏交させたるものなり。夫を一七日間宛に脇に取揚げ能息の抜たるを用ることなり、右敷糞の上に一寸間程づゝにヒル、センモトを植付追々長ずるに付て間を薄くなして、ヒルは長すれば葉をもぎ取て日々の野菜に用ひ、根共に引とること稀なり。センモトも初は間の薄くなる様に引て、間よき程に成りたる後は株ともに根を引取ることなく、一株の内を少し宛引とれば追々株太りて、一株を何扁も少しづゝ引本株を失ふことなく種となる。五六人の家内にてヒルを三四枚敷センモトを五六枚敷も

植立てて、毎日ヒル、センモトの野菜を朝夕汁にして兩種共に本株を失はず誠に重寶のことなり。株共に引取る時は五六日もして五六枚敷位は種用も殘るべからず、右ヒル、センモトを缺とるには根を脇より掘取て株を割る。「蒜は我藩(薩摩)のものより匂ひ薄く……茎の位匂ひあり、夫れだけ味も大抵茎に異らず、ヒルの根は墳積にし砂糖を交へ置て漬物に用ひて匂なき故に隨分食はるゝなり」。

### 蘇鐵

普通の穀物蔬菜の外に、蘇鐵は斯地に特有恰適の植物なれば之を利用すること盛んなり。

「當地にて直と目に附くは蘇鐵なり、此は岡の半腹頃より大概植えつけ有之候」(大島日記)。とあるは今日に於ても同じく、古くも「蘇鐵を夥敷植て凶年の用意とする」(雜話)。之を仕立るには小茶屋程より上の根ある蘇鐵を缺て、十月より三四月までの間に植る也。來春芽の出ざる内植てよし、三四月頃蘇鐵植の時節なりと雖も、蘇鐵を多く持てる名瀬間切小宿村の眞嘉志なる者の嘶には、十月霜月に植付置けば能根付て來春の芽也能出ると云へり。植るにはすべて掛け成長遅く半ば土を掛て、蘇鐵の廻りをとげ(山鉄)の臂にて能々堅めて動かぬ様に致し置くなり、……蘇鐵苗の葉の多きものは葉を切て植るなり、風に吹倒されぬ爲なり。五六年も經れば長さ七八寸にも成りて隨分切て能なり。子を缺て根なきものも下に石を置いて植れば能根付生長すと云へり。兼て肥等用ることなしと雖も、植付るに馬糞を置いて植れば進みよしと云へり。第一の肥は鐵なり、蘇鐵の進み悪く成たる時、根にかなくそを埋或は蘇鐵に鐵釘を打込ば忽進立なり。

「蘇鐵を切りて食するによく熟して實の多きは三四月頃なり。蘇鐵の製法惡しければ毒に當て死すと雖も、製法よければ其難を逃る。依て製法に至て念を入れるゝ也。」先づ蘇鐵を切て爪（鱗なり）を切去りて、亭に持歸りて割りチク——軸——を取り、脇を五分許づゝに藁切にてツカく切て晴天に二三日乾し、夫を桶に入れ水を吸み込二三日漬て、蘇鐵を折て見るに折れざれば亦一兩日漬置て、折て見るに折るゝ時取揚て又干揚げ、夫を俵に入れて釀し又折て見るに折るゝ時俵より出して、水にて能く洗ひて揚げ臼にて搗崩してフルヒ度々搗てはふるひ搗てはふるひして惣て粉になし、夫を飯にても粥にてもして食する也。甚だ手間の入ること也。

「右蘇鐵粉を餌にして味噌にても醤油にても煮て食し、或は砂糖を交へてムシ菓子にもし、焼酎も煮るなり。チクはせんに取りて砂糖を交れば至て宜し、餌にして醤油にて吸物にして落入れ等最上なり。餌は細く薄く致さではシンまでよく煮通らざとなり。凶年には下人抔食する蘇鐵のねぶつくは粥と云者食するを見るに、唯水の如きものを吸ふ中々目も當難きものなりと云ひしに是は僅なりとも米を交へて焚たれば能内なり。蘇鐵許を水の如くしてトガキと號たるもの食ふものありと云。」蘇鐵の種子のことナリと云ふ、ナリも飯料に食す。是は其儘圍置ば蟲も付事なく、食する時出し藁切にて二づゝに割皮を去りて臼にて搗碎き夫を桶に入れ水に漬て、汁を捨て、底に沈みたるを粥に焚て食す。實は粥に焚くに米よりも格別多く分す、米は一合にて焚ものナリは五夕にて一人前これあり、重寶のものなりと云、蘇鐵を多く所持せるものは種子の分を二十石程宛も年々貯ると云（竊覽）。蘇鐵實より精製せる澱粉は葛粉にも劣らざる優良品にて、菓子の材料として利用せらる。一本の樹より四升五升の實を得る

こと難からずして、之を澱粉に製して一升一合位を得べしと云ふ(徳之島事情)。

### 煙草及百合

煙草は多く山畑に作れる故にや、特に山煙草と呼びて古來栽培せしが、一度植ゑ置けば周年枯るゝことなきを以て、漸次に下葉を搔き取り乾して用ひしなり。青葉を探りて製することとて、色澤は劣りたるも強味にて頗る良く、四本もあらば一年の喫料として十分なりしと云ふ。代官記に安永六年始めて煙草流行す、笠利間切多く之を栽ふとあり、當時の代官は煙草を栽培して甘蔗の減退せんことを恐れ、藩廳に上申して之が耕作を禁止せしが、各地に於けると同じ経歴を踏みて到底之を制し能はざりき。維新の後に專賣制度を施かれてより之が栽培止む、一時は大に不便を感じしこと他の農間にも優れるものありしなるべし。

鐵砲百合は野生して自然の美を競びしもの、海外に賞讃せられて明治四十年頃より栽培行はれ、甚だ盛況を呈して大島百合の名天下に普きに至れり。明治四十三年には作付段別百町歩を超へ、二百七十萬球を收穫したりしが、大正二年には八十六町歩に減じたるも收穫は三百三十萬球を超へたり。品種の選擇十分ならず改良行はれず、今日に於ても尙ほ雑混を免れずして遺憾少からず。他に之を產出して競争者たる地方も出でゝ、其の栽培は當初ほどの速度を以てせざるも、元來土地に固有して容易に他に移して蕃殖し難きもの、前途は尙ほ有望なりと謂ふべく大に改良を圖る必要あり、唯近く大戦の打撃を受けたることは甚だ著しとす。

### 芭蕉

唐芭蕉といふ種類あり食用なれども布とはならず、ピンサゴと稱し花至紅、房長く子核なく

味美なりとあり。されども斯土に多く栽培せるは纖維用のものにしてリウキウバセヲ一名  
イトバセヲ (*Musa liukiuensis*, Mak.) と稱するものなり、之が纖維を利用せることは甚だ古く、朝衣  
及タナベなど云ふ禮服は元より、日常の用服にも芭蕉纖維を織りたるもの少からず。「芭蕉を  
織事は琉球先島を初として、大島徳之島喜界島沖永良部島に限りたる名産にして、上製は越後  
などにも勝りて美敷、着すれば涼敷軽く至て宜し。島中皆此服にして家々の婦女手製困苦を  
盡せり。……」

「夏中に葉を切置て冬に至りて切倒し製法するを宜しとす、夏内に葉切置かでも冬製する芭  
蕉は宜しきなり。實を結ぶ程年を経たる芭蕉ならではよからずとなり、亦初夏に花の僅ばか  
り葉の間に出了る時製するもよし、花の多く出たるは至て位よからずとなり。芭蕉は年中四  
季ともに製する事なれど、フユヲンメ(冬御禮米、十一月の戌の吉日に祭事あり)の頃を宜しとす。

「芭蕉一本に上中下の三段あり、真心火吹の程許は衣服の用をなさず、きざんで汁の實に入れ  
て食ふ、發熱の時は煎し服薬すれば忽熱をさますと云。此の真心より外の方へ次を上位と  
し、其次を中位とし又其外を下位とす。上位は生の儘にて製法す、其次ぎより煮て製法す、巨細に  
いへば芭蕉一本の内六品を別つ。

イ、真心は衣服の用をなさず。

ロ、上芭蕉、百目一斤を米一斗にて換ふ。

ハ、ヌキンバシヤと云、米八升にて商ふ。

ニ、カセンバシヤ、是にて生芭蕉素を製す、ツナキ芭蕉と云至て大白大極上なり。是を煮て

製したるは米六升にて商ふ。此生芭蕉引取る女三四人位も居ならんといへり。

ホ、三升芭蕉と云。

ヘ、二升芭蕉と云。

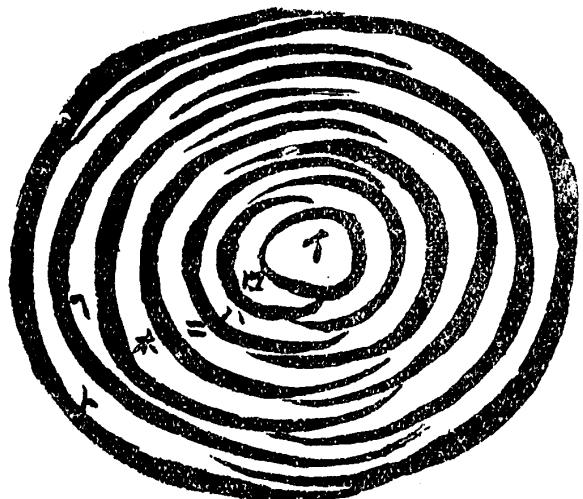
ト、ヒノリ芭蕉と云、筵を織、中の素を紐をよる。

「ツナキ芭蕉は山深き所に多し。先ツナキ芭蕉の多くある所、名瀬方にては名瀬村なり、煮てよき芭蕉磯邊にあるなり、磯邊の芭蕉は筋は太しと云ふ。

「芭蕉煮様は地爐灰を清して藁灰を交へて煮るなり。烹過せば惡し、煮る時一篇返すべし、煮へたる時直に汁共に桶にうつし、一夜置亦水に漬置、翌朝糟を去る、翌朝まで未芭蕉柔かずば兩日水に漬てもよろしきなり。

「芭蕉を煮て水に漬たるを取揚て糟を去るなり、其仕様右の手の親指へ丸竹の三寸許なるを貫き、残四ツの指にて二寸五分廻り位の割り竹を握り添てすりけば節のみ殘る、是にて製法仕揚の芭蕉素となる。生芭蕉とは此煮ることをせずして直に糟をすこき取りて素となるをいへり。

「生芭蕉の糟を取ることは手業上手の人ならでは出來難くして、生芭蕉を搾ゆる者は十人に一人も難しといへり。



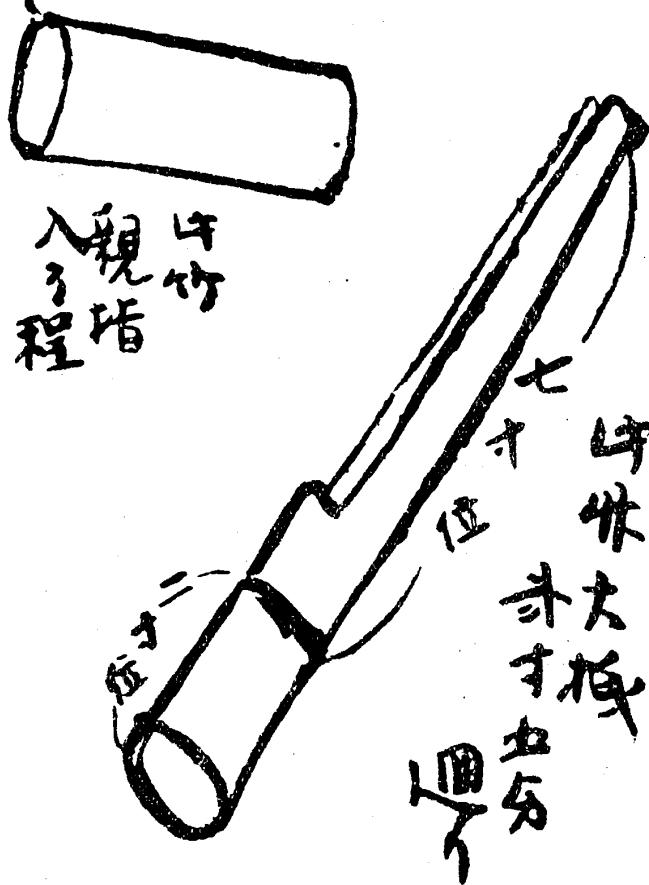
「芭蕉糟を取るまでの間水に漬置てある故に持へ、素に成りたるは家の内にて竿に掛て干し揚るなり。」

(大疇便覽)

因に實芭蕉は明治三十九年頃より臺灣種、小笠原種(原産布哇)等を入れ、一時稍や盛んに栽培せられんとする状勢ありしが、萎縮病の害を蒙り頓挫することとなりたり。

甘 蕉

「砂糖を製すること島中第一の產にして、島民この産業をなさざるもの一人もなく、平常もなれど此の製法の頃になれば、與人間切横目を初めとして諸事猶更見聞致し、……九月より來二月迄晝夜行廻り諸下知取締懈怠ることなし(雑話)。鹿児島藩富強を以て天下に雄視し、遂に維新の大業を擧げるに至る、其費用は少少に非るなり。然るに本郡の砂糖を以て幾分か之が資に充てたりとせば、本郡亦勤王の士無しと云ふべからず」と奄美史談の著者は説きたり。實に此地は砂糖を以て薩藩に重んぜられ、島民の経験せし苦樂も一に係りて斯業にありき。砂糖消費の多寡は以て文化を測るの尺度となすべしとかや、「奄美大島之糖業」の著者が「此島が日本國家の爲めに盡し來れる功績の偉大



なる實に稱するに餘あるなり、……大島か我國家にとり如何に重要な土地なるかを考へざる可からず」と云へる、將來の劃策に於ても深く思ふべきあるを知るに足れり。

起原　琉球に古來甘蔗ありて生食に供せしこと史實に著しく、島荻シマウチとて在來を意味する種類の外に、唐萩と呼ぶ食用蔗が輸入せし時代亦甚だ古きが如きも、其の製糖の術は天啓三年(元和九年)儀間親方眞常によりて傳へられ、白糖及冰糖は寛文二年武富重隣が傳へしも發達せざりしと云ふ。大島に於ては是より先き慶長十五年に、蔗苗と同時に製糖法を傳へしこと深く天運を味ふべきものあり。其の先導の功勞者は明治十三年大阪博覽會に際し、官より金幣一百圓を以て追賞せられ、其の證書に「支那に漂流し艱苦の際克く製糖の術を習ひ苗を携へて歸り之を島中に植ふ、喜界德之島大島絶大の物産は此に基す」とあり。翌年その恩を追慕して一祠を構へて開饑ヒラト神社と呼び(明治四十三年に祠宇を建設奉祀せり)その功を表彰するため碑を建てゝ銘に曰く、偉哉功績、山高水深、不種米粟、長養島黔。此の恩人は大和濱の直川智スナホカハチといひ、沖繩への朝貢船に乗じて颶風に遭ひ、闖に漂流して居ること歲餘なりしと云ふ。歸るに臨みて「フタバヨ」(旅行用箋)の底を二重とし、土を容れ蔗苗を秘めて携へ、金久西濱原に挿植して黒糖百斤許を得たりと傳ふ。

品種　現に大島在來といふ種類直氏が傳來せしものに出づ、大島の蔗は皆荻蔗にして竹蔗はなし、島民荻と云ふ事まことに當れり(大島私考)。別に喜界在來と呼びて沖繩の讀谷山種と同系なるものあり、恐く該地よりの輸入ならんも、既に改良せるを移せるか將た古く島荻を入れて茲に改良され同結果を得しかば判じ難し。喜界島の各地に於ては更に之を改良して花

良治、伊實久、城久などの名あるに至れるも、其の間に存する差異は殆ど認められずと云ふ。

其の外に紅蔗あり近年臺灣より移入されたるものならんも、徳之島の一地方にては之を唐蔗と呼ぶ、或は支那より直接舶來せしか又は沖繩の唐荻と縁あるにや。廣東種は明治十八年頃小笠原島より移し、小笠原蔗の稱を以て呼ばれたり。又明治二十五年頃沖繩より讀谷山種を移せしが、現に最も能く適して成績甚だ優良を認めらる。尙ほ布哇種、瓜哇種も少からず輸入して栽植を試みたるも、僅に一二種の或は有望ならんかと思はるゝものあれど、多くは良好の結果を見ざるの狀にありと云ふ。(大島之糖業に據る)

栽培　舊來の栽培法は元より幼稚なるものなれども、其の間に亦大に採るべきものあり今日の参考に供して得る所少からず。風土に基きたる農術は各地に特有の發達あり、徒に新を競ひ遠き異郷の事を倣ふも益なきこと多し、甘蔗栽培の如き沖繩と此地とに古しとて棄て難きもの存するに似たり。植付は「正月二月砂糖煎る時、黍柄の八九分目の所を八九寸に切て指なり、速に根を生じ盛長す卽新黍是なり。上々の進には凡五尺地の位にして黍上中下あり、地あしきは僅に一尺八九寸に過ぎず」(大島私考)。黍地は冬年拵地をしたるに世話なし、黍も年内指付置時は翌年黍砂糖増るなり、當春拵の地面は必ず黍よからず、年々新黍栽されば古黍を打こやすことあり、毎年あしき所も今のまゝにて置くゆへ砂糖減ずるなり、段々油斷することなかれ。「新黍は草取疎なれば草の爲めにせられて進まざる也、古黍とは大に違ふなり」。草取手入は深く注意すべく「砂糖黍は一番草二番草三番草、時節後れず手入する事肝要なり、一番二番の兩度にて黍立はよきものなり、三番を取るは鼠切を除き又黍の實入よし、又翌年黍立よき謀

なり。黍植て十年も過れば位劣となる、地面よろしき所は手入草取能する時は十年過ぎて劣事なし、黍よろしく九十月に至りて悉く穗を出時は上作と知るべし〔同上〕

製造 「冬十一月砂糖車を立一所に車三個置是を一組と云ふ、黍を刈て一把づゝ相運び黍の大なるは二本、彼の三つの車にてくわせて、中の車を馬に引せ或は牛に牽せ或は水車に仕掛け、中の車右旋する時は左右の車左旋して三つの車共に廻して黍汁垂る。其汁丹荷に入白灰をかきませ鐵鍋三つに入て一所に焚、又二個に移し入て右の如く焚て移す、其汁減ず、又二鍋を一鍋に移入て右の如く煎加減を試み煎終て又別鍋に移し入、木を以てまするや冷ゆるについて則ちかたまり最上の砂糖となる。焚に加減あり又白灰に加減あり〔大島私考〕。寛政元年製糖を十月朔日より翌二月に限りたることありしが、産量の率少くして民悦ばず行はれざりしと云ふ。黍は二月を成熟の時とし晩き方多産なるも「多作る者は冬車を立てても三四月に煎終るゆへ、砂糖の多少にかゝわらず十一月、十二月始むと云ふ。少く作る者は正月二月に車を立て、其黍少にして砂糖の多きを利とす」。民家利慾の爲めにかし、是れは油斷する事なし〔同上〕とて各自大に努めたり。「一日男女十人有樽一挺分出來す、一挺の斤目は凡百三十斤或は百五十斤に及べり、斤目重きを以て砂糖位を上とす」。

產量 「極上々黍一畦に砂糖八十斤内外、寛政の制以前は一畦百斤賦也。中黍は六十斤、下黍は凡四五十斤より、新黍は三十斤餘の賦例なり。……黍一丈五六尺一畦に黍一尺立なれば砂糖十斤と見積〔雜話〕なりと云ふ。水車の砂糖を製すること一日に二挺黍汁五石、牛馬の力を用ひて製する常の車は一挺〔同上〕とあり。古來「六斤七合五勺」の語あり、製糖歩留を表すものにして

蔗莖百斤より該量砂糖を得との意なり。「年々の煎例に黍汁一斗を以て砂糖として七斤あるは極上、五斤半又六斤有は中位、四斤半有は下通也」(同上)。

砂糖樽 寛政元年春布令して一定せるものあり、アサゴウ、クロ木、フク木、アン木、シラツク等の木を用、九月十月山に登りて伐、二束に荷ひ里に歸る也。一廻凡三尺餘長さ一尺五寸あり、樽四丁分にて其重き事凡八貫目、樽木の冬初得て枯ざれば重し砂糖入て漏るゆへ甚よからず。笠利間切、山林なし樽木に隙を費す事多し、他間切とても二十年以前三里にして木を得歸りしも、今二里三里行て是を得、其日歸る事あたはず民隙を費して暮しに倍せり、砂糖多く増し山薄くなるゆえなり。樽の高さ一尺五六寸厚四分に差渡一尺五六寸、蓋厚さ五六分座厚さ七八分、樽スミ双方定金釘拾本計も打、帶竹六筋……樽の包袋は十參斤より十七斤あるもの也(大島私考)。奄美史談に據るに大島本島の產糖量は左の如し。

文化十四年	五六〇七、五〇〇斤	天保八年	五、二九二、〇〇〇斤
安政四年	八、五八九、二〇六斤	慶應元年	八、七四七、四五七斤
明治二年	一一、〇五二、七五〇斤	明治二十年	三、三〇七、七八七斤
安政四年には甘蔗栽培面積二百七十三町三段歩餘なりしと云ふ。			

維新後強制弛みて斯業は衰頽せしが、之を輓回せんとするも昔時の干渉を加ふること能はず、奸商の甘言に陥るものあり民の安逸を貪るあり、負債山積して抵當書入に苦み、殆ど自暴自棄の慘況に陥ること數年。明治十九年政府より資金十萬圓を貸與し、農談會を興し品評會を

催し、栽培並に製糖の試験を行ひ、明治三十四年に同業組合成りて検査を勵行し、官民共に大に苦心して稍や回復するに至りしも、同年の砂糖消費税は大打撃となりて俄に悲觀せらる。因て翌年より五年間金三萬圓宛を補助し、糖業模範場を設置して獎勵の効少からず、四十年には之に代へて糖業改良事務局大島出張所を設けられ、四十五年に同事務局廢止せらるゝや之を鹿児島縣に移管し、糖業試験場として毎年約八割の國庫補助を得て事業を遂行しつゝあり。

因に白糖は寛政十三年の諭達により、文化二年まで五年間試みたるも成績舉らず、慶應元年蒸汽發動の西洋機械四組を備へ、英人兩名を雇ひて計劃し、吏員七名通辯一名役夫百二十人を下島せしめ、三年にして据付を終りて製糖を試み、製品優良なりしも交通の便を缺きて材料の蒐集に困り、且つ暴風の爲めに製糖場の破損修繕するに苦み、遂に數年の後に廢止するの止むなきに至り、建築その他に二十萬圓を費したるを棄て、十五萬圓の機械は之を三萬圓にて賣却したり。又藩廳は白下糖の普及を圖り、明治四年生産奉行副吏中原氏を遣し、數多の製造者を附して試みしが、亦好果を得ること能はずして一年にて中止せり。

### 在來甘蔗作一段歩收支計算

支 出	目 安	金 額
種 目		
整地費	七人、一日一人十五錢	一〇五
苗代	一萬本、百本二錢五厘	二、五〇
植付費	五人、一日一人十五錢	〇、七五

肥料代 壓搾粕百五十貫、魚肥四貫に當り、魚肥一貫二十錢 ○、八〇

除草中耕 十五人 二、五〇

收穫費 二十二人刈取男十人、皮剥女十人、手傳小供二人、女一日八錢 二、四〇

子供五錢 二、四〇

農具損料 一段步當農具費四圓、四ヶ年賦 一、〇〇

流通資本及利子 地價四十圓、農具四圓、利率一分五厘 ○、六六

租稅 一、六五 地租、地方稅、協議費

計 一、三、〇六

收 入

收穫甘蔗八千斤、百斤十七錢五厘として

一四、〇〇

差引利益金九十四錢とす

製糖收支計算

支 出

種 目 安

金額

甘 蔗

八 千 斤

一三、〇六

牛馬賃料

三頭五日間、一頭三十錢

四、五〇

牛馬役夫

子供二人五日間

〇、五〇

製造役夫

車掛二人、籠前一人、内子供一人

一七五

薪炭

伐採十人、勞賃を薪代と見做す

一、五〇

樽代

四挺、一挺十五錢

〇、六〇

機械損料

絞車その他道具一式二十五圓、五年賦として總製糖十挺に割當一、二〇

敷地料

十坪、一坪十錢、十挺に割當

〇、四〇

利子

機械二十五圓、小屋掛十五圓、利率一分五厘とし十挺に割當

〇、三四

修繕費

人夫賃四圓と見積、十挺に割當

〇、四〇

雜費

繩、蓋等及運搬

〇、二〇

合計

二四、三五

收 入

砂糖

黑砂糖五百斤、一斤三錢五厘

一九、六〇

副產物

搾粕百五十貫、魚肥四貫に當る、及牛馬屎及灰十五頭分

〇、八七五

計

差引損金三圓八十七錢五厘

## (德之島事情)

大島郡各島產糖量 (單位一千斤)

大 島 喜 界 德 之 島 沖 永 良 部 興 論 合 計

明 治 元 年 九、四九一

三、〇九二

四、〇三七

一、七四〇

二六〇

一八、六二二

二 年 一一、〇五六

三、〇四〇

四、五〇三

一、一八七

二三四

二〇、〇一九

七年	四、九〇三	六九二	三三五〇	一九六
十二年	六、三一一	一、六四四	三、一五〇	一三五五
十七年	四、八五八	一、〇〇〇	一、三七〇	一〇五九
二十年	三、三〇七	三二八	五四〇	一八四
二十七年	七、九四〇	三、五四六	五、〇五〇	二、五二六
三十二年	一一、〇八六	三、三八八	八、〇四七	二、六八〇
四十一年	七、五一二	二、二〇四	五、〇七二	四三四
			二、四〇五	一七、六二五

### 糖業功勞者

糖業は此地民人の生命を左右せしものにて、初めて其の法を傳へたる直川智は言を待たず、其の後の濟世に志あるもの何れも斯業に盡さざるはなく、直接間接に功績を建て、傳稱すべきもの少からず。

田畠佐文仁 龍郷の人なり、島人は初め苗字なく、別名を佐文とも佐運とも云ふ、許されて田畠を稱せしが後二字姓を禁ぜられて龍と改む。元祿九年廿一歳の時甘蔗栽培の規定成り、佐文仁も委横目に任せられて能く其の務を盡せり。夙に開墾の志あり諸方に成功せしか、就中瀬名方の浦村は正徳年中の工事にかかり、三百餘間の堤防によりて海潮の侵入を防ぎ、約二百三十餘町歩を得たるものとす。その他を合せて一代の開拓九百町歩に達し、數度の賞詞を得たりしが遂に郷士格に進めらる。享保十三年のことにして其の達書の内に寄特成心掛に候、

(糖業改良事務局調査)

依之爲御褒美外城衆中格被仰付……刀之儀者無用、琉球人之姿にて罷在、名字者用可申候……」  
とあり。享保年間水車を利用して製糖する法を案出し、湯灣山中に造り立て、試み好果を得  
たり。明和元年八十九歳にて卒す。

芝好徳 田畠家に次で郷士格を許されし最初の一人にて、正徳四年焼内村篠川に生れ、泰横  
目より與人役に至り諸公職に任せられ、新田の開發糖業の發展に盡したる所多く、寶曆年間薩  
藩が幕命によりて木曾川修理の工事に従ひたる際、砂糖五千斤を獻上して其の費用を助けし  
が、江戸島津邸炎上の節にも命によりて三萬斤を獻上し、前後を通じて一生に四十萬斤の獻上  
を果さんと志し、六千餘斤の不足を殘して寛政六年卒す、孫の實統之を繼ぎて同十年完納せり。  
好徳の甥に當濟トウスミといふものあり、舜天王の血統を受け此地に拔群の英傑にして、才器衆人に  
秀で文才も亦無點のもの唐本類迄讀む程にて、軍學をなして大概その奥義を極め、書籍刀劍甲  
冑馬具類を多く購入して産を傾くるに至りしと云ふ。晩年鹽を焚きて業となせしが、壯年の  
頃は公職に任せられて名あり、寛政年間饑饉の際に代官の指圖を待たば時機を失するを恐れ、  
死を決して藏米を開き窮民を助けしことあり。その他に奇行少からずして今に傳へられ、文  
化三年六十歳の時に無人島の探險を企て、今の沖繩縣大東島を發見せし壯舉もあり。尙ほ三  
男當盛は父に次ぐほどのものなりしが、文化十四年讃岐に甘蔗を傳(以前にもありたるを重て  
傳へし也)へたる廉にて刑を受けて牢死せりと云ふ。

柏有度 知名瀬の人にして、物産に心掛草木藥種の類毎々自ら畠地に仕立、島中流行させ度  
志なれども依物左程も無之(雜話)とて常に苦心し、文政年間漂流して唐に滯留三年に及び、此時

種々の柑橘その他を携へ歸りたりと傳ふ。「大島に珍敷雅人にて俗の風はなれ」(雜話)たりしが、畫譜に程順則の書を掲げ一秩の書と硯とを置きたる室外、庭に下婢を指揮して珍果を包ましむる圖を示せり。唐竹は島中の用方不足有度が仕立る所の竹は方數十町の島地竹山あり、生る所の竹大さ尺餘なるものあり、島中竹山と云程の處は此山に限る(同上)。鑛山にも志ありて標本を集めたりしが、龍郷村屋入の銅山は此の標本に基きて其孫有良等が發見せしものなり。製糖搾車に苦心工夫を重ねて、初め七つ車とて木製車七箇を組立て、牝馬を前に牡馬を後より追はしめて二頭牽の廻轉を試み、後木口車を發明して廣く採用せらるゝに至り、更に鐵輪車を思ひ立ちて幾度か試験の後に大成したり。「島中一統相用、就中金輪車は至て用を辨ず、木口車より黍汁の垂るゝことも一倍す」と云、先年迄は木口車金輪車を用は纔に一二ヶ村、今は島中過半此金輪車を用(雜話)ふるに至れり。明治二十一年農商務大臣その功を追賞して金二十圓を授與せしが、始メ七割ヲ失フテ後五割ヲ得、木製漸ク廢レテ鐵製漸ク興レリ、其ノ遺利ヲ收メ冗費ヲ省クノ功多シ」とあり。有度の此等の事を試む皆自費を投じて吝まず、用命を受けて喜界島に渡り製糖の事を教へたる時、亦多く費用を自辨して親切を盡したりと云ふ。晩年名瀬港より弧舟に乗じて郷里に向ひ、風浪に遭ひて行衛を失ひたり、根瀬部岬邊にて覆没溺死せしものか、悲むべし。(奄美大島史)

### 糖業政策

薩藩が大島を支配せし當初は租稅も米を以てせしが、延享二年換糖上納の制を創めて貢米を總て砂糖を以て上納せしめ、その換算の率は砂糖一斤に付き米三合六勺替なりしと云ふ。

安永年間に至り貢糖の外四箇島の産糖、その幾分を藩廳にて買上げ、餘の勝手販買糖は薩摩山川港にて買上ぐることゝなし、當時大島に於ては一斤代米三合にて三百五十斤を買上げたり。文政十二年に之を改めて大島、喜界及徳之島三島の産糖は悉く藩主の總買上とし、若し他に密賣するものあれば死刑に處する嚴法を設け、その定式糖四百六十萬斤を除きて、餘計糖は島民日用品と交換の法を定めたり。其の換算率は一定せざりしにや左の如き異同あり。

玄米一升は砂糖三斤に換ふ

(奄美史談)

玄米一升は砂糖三斤三合に換ふ

(南島雜話)

砂糖一斤は玄米三合七勺に換ふ

(徳之島龜津、益田氏)

砂糖一斤は玄米三合三勺に換ふ

(住用、和田氏)

此の率によりて米は御藏より給與する定なりしが、後には満足に行はれずなり、民人は纔に甘藷によりて生命を維ぐの状にありたり。薩藩が此の如き政策を執り殆ど苛酷に陥りしもの、元より利益を得んが爲めにて何時何處にても行はれしと同じきも、元來富強の大藩にて民人を賑はし祭祀を厚く爲し得たるに寶曆三年木曾川工事の幕命下りて爲めに消費せし資力は少からず、又重豪公一代の雄を以て豪快の政治を行ひたる爲め財政を困難ならしめ、遂に大島を財源となし妙案として茲に到りしならん。

**耕作強制** 男十五歳女十三歳以上を作用夫とて、各甘蔗畑を給與して強制せり。その割

當面積は地方によりて同じからざりしが、大島住用にては男二段五畝女一段二畝半、古仁屋にては男二段女八畝、徳之島龜津にては男三畝段の誤れりと歎可也。

人の強弱によりても段別に差異ありしならん、男六十歳に達すれば作用夫を免じ割當地を返上せしむ。各間切には黍横目、黍見廻等の諸役を置きて監督獎勵せしめ、水田たりとも能ふ限り甘蔗を栽培せんと努めしが、其の耕作面積の増減は實に諸役安危のかゝる所なりき。されば甘蔗畠には挿苗より收穫に至るまで、諸役の督勵干涉甚しく除草、製糖の時期を豫定して悉く指揮し、若し犯違者あれば道普請の勞役を課し、又刑に處して罰することを敢てせり。且つ成熟近けば立毛に就きて検見を行ひ、製造の際には煮汁検査を爲せしが、產糖豫想の高に達せざる時は隠匿を糺し、屢々拷問に附して峻嚴を極めたりと云ふ。西郷南洲が龍郷に謫居中にも此の苛酷を視るに忍びず、馳せて在番役に談じ込めたることあり。村民奮起して斧鎌を武器とし、詰役に對抗して騒動せしことあり、毎に幾多の犠牲者を出して止むに過ぎざりしが、陰忍して堪え得ざるに至り、進むも退くも同じく死なりと覺悟せる果なりとす。

三島法　　產糖は漸次に全部を藩廳に收得すること、爲し、嚴に密賣を禁止して輸出を監視せしが、その爲めに津口横目を常置して遺漏なきを期し、製糖期間には特に重津に横目を任じて佐けしむ。遂には島民各自の甘蔗栽培面積より產糖額を豫想し、其の豫定量より諸稅額を控除して殘餘の糖量を定め、之を以て日用諸品の購入に當つることとなせり。此の砂糖物品交換の手續は各自殘餘糖を以て得らるべき希望品目を申し出さしめ、綻、筆子等の村吏之を帳簿に記して間切役所に提出す、間切役所は各村の分を纏めて代官所に送致し、代官所は之を總括して藩廳に申請せり。藩廳は其品目を仕入れて之を送附し、島地に到達すれば代官與人、横目役等立會ひて請取り、配當と稱へて各品を其の注文者に分配したり。而して物品は藩廳

の規定せる一定の價格によりて交換計算せしが、之を三島法と云ひて即ち砂糖の全量を收納するため、日用諸品の販賣を一手に專有せしなり。文政十二年砂糖總買上の制を定めたる以前は、納租の殘餘糖が自由に賣買せられ、内地より商賈多く來りて取引盛んなりしが、三島法行はるゝに至りて島民の商業を禁じ、金錢の通用を廢止して徹底せり。加之「拂廢」<sup>ハレヌタリ</sup>と云ひて總ての契約は悉く消滅に歸せしめ、借るもの返す義務なく貸すもの取る權利なからしめたり。

砂糖總買入に付品値段之覺(文政十三年寅九月四日)

御買入物品代付

百田紙一束に付	代糖二十五斤	縞晒一端	同十八斤
鬢付一斤	同十八斤	皮提道具一	同十八斤
絞木綿一端	代糖三十八斤	漆十匁	同六斤
一寸釘百本	同四斤	二寸釘百本	同六斤
吸煙管一本	同上 <small>十八斤</small>	小筆一對	同上 <small>五斤</small>
大豆二斗八升	同百五十斤	酒一沸 <small>(一升)</small>	同二十五斤
煙草一斤	同上 <small>二十五斤</small>	棧框一間	同二十五斤
米二斗八升	同百四十二斤	茶家一つ	同五斤
鐵地金一本	同五斤	黒傘一本	同二十斤
昆布一斤	同三斤	鍋一丸	同二百斤
蠟燭一斤	同二十斤	素麵百目	同三斤
燒酎瓶一	同二百斤	縮緬一端	同三百六十斤

茶一斤	同上	小斧一刃	同三十斤	骨打庖丁一刃	同二十五斤
合鹽硝一斤	同二十五斤	火繩一曲	同三斤	數の子一斤	同十斤
陶朱公墨一丁	同三十斤	雨合羽一	同六十斤	尺透紙一束	同十三斤
鉛一斤	同二十五斤	煙草庖丁一刃	同十五斤	床竹一束	同五斤
細工小刀一刃	同二十五斤	鰹節一斤	同二十斤	白晒一斤	同八十斤
葛粉一斤	同十五斤	七步板一間	同五十斤	證文米二斗八升	同四十二斤
唐竹一本	同四斤	餅米二斗八升	同百五十斤	煙草切臺一	同三斤
摺鉢一	同六斤	鹽一升	同三斤	四分板一間	同二十五斤
右之通代付ヲ以テ御買入被仰出候間銘々書寫致置諸事可致取扱候事云々 代官所印					

試に大阪物價表に據り肥後米、黒砂糖、上品鹽及び種油の天保元年と慶應元年とに於ける市價に基き、大島に於ける各價格を換算し、比較に便する爲めに之を表示すれば左の如し。

一、大島に於ける交換價格を南島雜話の數によれば、

品目	交換價	天保元年(冬)		慶應元年(冬)	
		大阪	大島	大阪	大島
砂糖一斤	米三合三勺	○・七五	○・三〇	○・四五	三・一七五
米一升	砂糖三斤	○・九一	二・二五	一・三四	二・〇七五
鹽一升	同七合半	○・一〇三	○・五六二	○・四五九	九・五二五
		○・六二五	二・三八一	七・四五	二・三八一
		一・七五六	一・七五六		

一、大島の交換價格を奄美史談の數字によれば、

天保元年物價（冬） 慶應元年（冬）

品目 交換價 大阪 大島 差 大阪 大島 差

砂糖 一斤 米三合 ○・七五 ○・二七三 ○・四七七 三・一七五 ○・六二三 二・五五二

米一升 砂糖三斤三合 ○・九一 二・四七四 一・五六五 二・〇七五 一〇・四七八 八・四〇三

種油一升 同二十七斤 二・五一 二〇・二五 一七・七四 二・一・二〇 八五・七二五 三・五二五

即ち砂糖は安價に買上げて之を大阪にて高く賣り、諸物品は大阪にて安く仕入れて大島に

て高く換へ渡せり。其の差額の餘りに著大なるは驚くべきものあり、二重の利を占めて三島法の成功を誇れる所以なきにあらず。

羽書

何方何村

何誰

餘計糖 何斤也

甲子

何月

泰横目

誰印

羽書 三島法と關連せるものにて羽書の制あり、砂糖總買上を施行せる頃より發行されしならんも、其の起原は尙ほ未だ明かならざるものゝ如し。一種の手形にして砂糖斤量を表示せる證券とし、之を以て互に取引流通せしめたるもの、當時の產糖は總て役所の倉庫に納めしなれば、その内より諸稅物品代を差引きしたる殘量を「餘計糖」と稱し、民人の所有として羽書を發行して證券となせり、大半紙四つ截にして其の書例は圖示するが如し。例

へば製糖納付せしもの八百六十三斤ありとし、諸税及物品代を六百九十八斤とせば、差引百六十斤が即ち餘計糖にて、之を希望に應じて分割して五斤十斤百斤等の羽書として交附せり。而して發行せる羽書は必ず之を臺帳に登錄し置き、且つ羽書の取引通用期間は毎年五月より七月に至る三ヶ月間に限り、取引には各自必ず手控帳を備へて記帳することゝ定む。期間を過ぐれば直に通用を停止し、臺帳と照合して總勘定をなして終る。その結果として羽書を取得したるものは先納とて希望の物品を受け得、又此の品物を以て羽書を日當に賣付、翌年羽書取引の際に悉く取入るゝを得たり。

維新の際明治二年太政官より「御維新ニ付御改正被仰出、舊弊一洗シ公平廉直ノ御仕置相成」。五百年代初テ統一ノ世ニ歸シタリ、各々安堵致スベシ」と告示し、同六年大藏省より「島々出產ノ砂糖從前勝手賣買差止有之趣之處、自今貢納定額之外島民所得ノ分勝手賣買差許、内地商人共ト往來致シ、廣營業爲致可申事」と達せしを、時の縣令之れを秘して島民に示さず、却りて商人を遣して一手賣買の契約を結ばしめ、新に脱糖取締役を置きて密賣を禁じ、大島商社を設立して砂糖物品交換の手續を從前通りとす。同七年石代金納を布令せる時にも、今まで納租の砂糖四百六十萬斤を商社に交付し、商社代りて金納の手續を爲したりと云ふ。明治九年島民の間に勝手賣買の說出で、前年の不當契約を取消さんとする運動起り、商社側と相對して兩派互に敵視せり。終に總代五人を選出して鹿兒島に陳情せしめたるに、縣令は目するに沸騰組を以てし、忽ち谷山監獄に投ぜられて死刑を待つのみなりしが、恰も西南役の内亂となりしを以て事なきを得、乃ち強壯なるもの三十五人を選びて決死隊と號して出兵せしむ。各地に轉

戰して斃れたるもの、事止みて後に歸途颶風に遭ひて溺れたるもの、十有八名の犠牲者を出したる憫むべきなり。十一年商社との契約期間満ちて初めて自由賣買行はることとなり、開放は喜ぶべきなりしも不馴のことの一時は却りて亂れ、一圓の借金は一年にして七八割の利を生ずる状態、負債に苦しみ慘憺たりしなど過渡期に止み難きものありき。

要するに「人民は砂糖を一斤だも蓄藏するを許さず、製出すれば直に藩の倉庫に納めしむ。

夏秋の頃は毎朝毎夕海岸より白砂を甘蔗畑に運ばせ、黍横目之が監督となり黍見廻之が使吏となり、督促至らざることなく専ら全力を盡して甘蔗の栽培に従事せしめ、瞬時も自由に安息することを得ず。若し甘蔗の刈株高ければ札(刑名)を被かせられ、砂糖を指頭に點じて嘗むるも亦鞭を受く、其製造疎悪なるに於てはカブリ(首枷)シマキ(足枷)の酷刑を科し、他藩人に密賣するものは首を失ひ、附加同意するもの又遠島に處せらる。而して藩より受くる所の米麥其他の品物は高價を以て買取せざるを得ざりき(奄美史談)。「惣御買入と云時は島民商買の交易を禁じ、諸稅の餘りを悉く諸品に易へて年貢と同じく上に奉る是れ人君民利を貪るに似たり、耻づべきにあらずや」(本田私考)。甘蔗なれば此の苦なからんにとは心あるものゝ感想なりしが、怨嗟の聲を放つに至れるも稀ならず、徳之島小史に載せたる俗謡は民情の一端を窺ふに足らん。

一、かしゆてしゆてしやんてな(斯く難儀して働いても)

たれが爲なりゆん(誰の爲めになるのか)

倭いしゆぎりやが(内地チヨンマゲの)  
ためどなりゆる(爲めになる)

一泣くな筆子しゆうほんさんぐわ(泣くな筆子の息子達)

しゆうが倉あければ(父が倉を開けたら)

作らぬ米とて粥飯炊きちかます(作らぬ米が澤山、御飯を炊いて上げやう)

一うしくかじまる(ガジマルの木)

石だちごふでる(石を抱いて育つ)

撻黍見舞(撻や黍見廻の役達)

島だきやすだつ(島の公費で生活する)

「然れども未開の沃土人民無税なるも治に益なし、却りて税を徵して治化に向ふは史に徵して明なり。……達識の士は相當の税を課して其奢侈を將來に防ぎ、貯蓄を盛にして其流離飢餓の患を救ふ、仁と謂ふべし。曩に鹿兒島縣の税法此意に暗合す、故に水火風旱の天災には啻に租税を減ずるのみならず、倉廩を發いて賑恤し、僅に島民の死を免るゝ事を得せしめ(南島探驗)たり。

## 畜産

古來數種の家畜あり、「牛馬千四五百餘」と南島雜話附錄に掲て、年々不同、表向の届は以上、内實は千四五百なりと云位にはあらず、大概十分の一の届と被考」と註したるもの當れるが如し。「牛

馬に相掛る年分の出米壹疋に付運上砂糖二三斤とあり、文政十年始て牛馬の皮取繩を置き定式外に間切横目一人を任じたり。牛畜は闘牛の風習と共に甚だ愛重せられて其の數も遙に馬匹に超過し、現に馬匹は約九千頭牝牡相半し、牛畜は二萬頭牝數は牡に比して殆ど三倍せり。

闘牛は「牛とさせ」と呼んで古來盛んに行はれ、其の當日は數里を隔てたる難路を物とせず馳せ集りて観覽を樂む。毎年八月十五日と九月九日を例とせしが、尙ほ慶事祝日に好んで舉行せられ、勝牛は甚だ重んぜられて種用に供せらる。維新以後一時之を禁止せしが後更に解禁して再び行はることなれり。體軀は大にして性甚だ溫柔、在來和種として稍や見るべきものとす。近年乳用の雜種漸く増加せるは、茲にも免れ離き文化の侵入にて強ち憂ゆべきにあらず。

馬は四尺二寸餘あるは稀也、血を取り爪を打事なし。山を越え坂峯を越す事健也、牝牡常に交り居、黍製の時汁を飲ば肥ゆ、黍砂糖車を率かするに遲速あり（雜話附錄）。

豚は甚だ重要なものにて別項に記すことせんに古來山羊をヒンヂヤと稱へ十頭以上も一群として飼養せしこと注意すべし。食用に供せしにて牧を仕立ヒンヂヤを十四五疋餘も放飼にして商賣をなすものも有なり（雜話）と記したるが、當時内地より渡島せるものには珍しかりしならん。琉球にてヒッジヤといふを訛れるにて羊か、羊は柔毛畜とあれば種類他にもあるか等疑ふものあり、本草書などを調べて羊羔の類にて疑なしなど、説きたり。維新後も稍や盛んにして雜種の輸入されたるもの少なからず、近年五千頭を超ゆるに至りたるが、最近には綿羊を以て置換へんとする議ありと云ふ。

狗は狩用に數多飼はれ格別の特異なく、毛色數多あれども虎毛を見ず、狩人は犬を十疋も飼へども賄事更になし、只村の餘食を盗み食ひて露命をつなぐ、年凶し餘食の求を得ざれば餓て腹減り骨出、十疋のもの二疋は死す、……犬の賞玩するものは第一に人糞なり、童子の大便犬を呼んで食はするなり、……雪隠に用事すれば犬數疋來て待合、用事済めば犬入て其糞を争ふ聲暫く止まず、嫌へども禦ぐべからず憎めども力に及ばず、糞を食はすること苦しきものなり、此島犬を食ふ事を賞翫す、病死の犬さへ間々食ふことを見たり、毒に當らんも強運と思へり（雑話）とて流石の隼人武士も閉口したりと云ふ。

「猫のことをマヤと號、キジ毛灰色多し、ヤス毛稀なり、三毛黒ブチ生せず。是は犬に替りて至て丁寧にす、譯はハブと云へる毒蟲屋内に入て人命を害す、鼠少ければハブ屋へ入らす、依て猫を飼て鼠をのぞく、……猫は三升づゝに賣買す、……雄猫は成長すれば惣て山に入りて、山中猫多きものと云、其猫雌を戀る時里に出て徘徊す」（雑話）。

鷄も從來相當に飼養せられしが元より土種にて殊記すべきものなく、風土の然らしめたる所とて特に壇を設くる要なく、夜は屋根や樹枝に宿らしめたり。近來洋種を輸入して獎勵し、當局と民間有志者と協力して將來に大に望を囁せり。

蜜蜂を養ふことは元より特記するに足らざるも、古來行はれしだけは注意すべく、蜂房は多く巣中に置き、壺か德利の形をなし、色あいも又陶の薬に似て甚だ雅品なり、然共房薄くして覗へばそこねやすく、大概かんなくづ程の厚み（雑話）なりしと云ふ。

### 養豚

「家毎に五匹十匹飼ふ、臘月殺して年首を祝す」とあり、縁起物として毎戸少くとも一二頭はあります。黒色にして脊は彎曲し頗る晩熟なるもの、優良種とは云ふ可からざるも祝事祭日に缺く可がらずとせし程にて、其の管理法は廁を設けずして糞便の掃除をなさしめたるなど、極めて粗野なることは云ふまでもなけれど、亦その内に久しき経験を積みて甚だ要領を得たるものありたり。琉球より傳へしなるが屠殺調理の術甚だ進み、去勢法も亦頗る巧にて豚一匹を米五合にて陽道切す」など記しあり。

現に豚畜の總數四萬餘に達したるも、其の大多數は在來種にして執着甚だ固く、當局に於ては明治三十六年以來バークシャ種及谷頭種を入れ、各村に配布して獎勵大に努めしも、十餘年を経過せし今日に於て尙ほ名瀬地方に限られ、割合に改良優良種の傳播遅々たり。鹿兒島縣畜產史には氣候に慣れざると飼育法に拙なりしに依るか多く病死したりとあり。其の何れかの原因によることは疑なく、斯地の如き特種の風土に新種に入るゝこと、假し從前慣行の業事なりとは云へ、其の甚だ容易にあらざるを悟るべきなり。因に馬は喜界徳之島に稍や云ふに足る程の數あり、牛も亦同様にして本島以外に割合多しとす。而して豚は全郡を通じて相當に飼養せらるゝこと注意すべく、山羊亦よく行渡れるが、本島南部に殊に多し。

### 養 蠶

「大島養蠶の事其來由を辨へぬ共近來の事にあらず、故に人別出納もある事なり。皆養ふて能きことは心得ると雖も、黍地田地草取麥刈甘諸植付、其外諸作手入寸暇なき折なれば家毎に養ふこと能はず、老母若手等手隙ある人居る家多く養ふことなり。かかる家は一竈に真綿五

六抱其上も養ふことあり、……島中桑樹十分植付置きて何方も競ふて養蠶せることなれど、宇檢間切の邨々他方に抽て人氣勧み勵んで養へり。宇檢方の真綿は製方能く色白くして見涯至て奇麗なり、宇檢真綿と名に高し、然りといへども外村の色黒きもの却て宜しといへり。予滯島中島の者共養へる處の蠶は真綿まで取る蠶にて、繭は糸蠶の繭よりは太けれど少し黃色を含めり。

「年の寒暖によりて遅速もあるべきなれど、大方正月二月の間蠶生る、迫々養ひ立て三月中には繭を掛るなり（大嶋便覽）。鼠害甚しきを以て之を防ぐ爲めに吊棚（ヨゲ）といふを設け、ハヂと呼ぶ竹席を置きて養ふ、又少ければ笊などを吊して其上にて飼ふなり。蠶蔟には蘇鐵葉や蘿蔔莖の枯れたるを用ひ、又蠶を紙に包みて結繭せしめたるもありと云ふ。

「繭は灰汁にて煮夫れを手拳に繭二三十許り宛掛て干し、それを亦今一度掛盤に掛て能く仕揚げをするなり。其儘真綿にて置くものは百目一把に造り、また績むものはうむなりして紬を織る」（便覽）

桑樹は自然生育に任せて高く成長せるものなるが、採葉の場合など別に容器を携帶せず、枝上に登りて摘むに隨ひ、脊と云はず腹と云はず衣服の内に入れて持歸りしなり。

### 製 造

#### 紬 織

大島紬の名は近時知らざる者なく遠近に響くことなりしが、初めて商品として出づるに至りしは西南役後にて、二十七八年役後の景氣に伴ひて發展し、以來隆盛を極めて今日に及び

たりと云ふ。その起原は明確ならざれども琉球の久米紬より得しものなるべく、慶長十五年薩藩の賦課したる貢物中に黃芭蕉布、上布等ありて紬のなきを以て見れば、當時尙ほ未だ振はざりしを察すべく、享保五年の令達にて與人以下綻までに許して、其の以下に紬着用を禁ぜしを見れば、その頃は既に一般に製織されたるを知るべし。後には重要な貢物の一となり、特に六人の染物文子を置きて染色を官營し、在勤の藩吏は之を獎勵して形ばかりの米と交換し多く携へ歸れりとぞ。

染料はテーチキ、クシナシ、ヒルギ、ハジなど云ふ木の皮を用ひ、初めは一定せしにあらざりしを偶然のことにして泥染を發見し、其の後に至り技術の進歩と共にテーチキの最良なることを知る、稍や研究を始めて注意せられたるは明治二十年以後なりとす。又その頃までは縦横の絲共に真綿より取りしも、需要の増加と共に到底その材料を得難く、遂に真綿以外を多く利用するに至り、且つ立入の紡としては十字龜甲などを最上となせしが、改良を加ふるに従ひ玉揃の宜しきより立紡のみ縞絲を用ひ、針にて立紡を一筋づゝ引き出して玉揃をなし、遂に巧妙なる縞柄を織出すことゝなれり。紡は元は芭蕉絲にて手結として染めしが、縞機と稱する便利なるもの輸入せられて、明治三十五年頃より一般に使用せられ、最初は大柄の横縞にのみ用ひられしを縦縞にも應用し得らるゝことゝなり、幾匹分にても容易に縫め得て主に男子の仕事となれり。縞機も紡機とて低く片足を曲げ伸して梭を通じ、梭も布幅より長くして不便なりしが、長機と稱するもの入り來りて使用せられ、明治三十四年頃より一般に普及することゝなりたり。

昔は夜仕事に紺を結びて一晩に一反若くは二反を仕上げ、朋輩相集り諸粥をすゝりて謠面白く樂しく働きしが、細き紺は揃ふるに手間取りて終日にて纔に一二尺を織るに過ぎず、労力を要することは實に夥しきものとなす。徳之島事情によりて紺織労力の計算を擧ぐれば左の如し、但し一日女一人を單位とす。

紺絲の量は百匁内外を以て一反となる。

絲の捻出しに一日五匁として 二十二日(百十匁)

縫方

四日

紺縫結

五日

木皮煎汁及泥土染

機織(極密なる飛白にて一日一尺五寸)

二十日

計

五十六日

之を衣服に仕立つる時は能く十五年乃至二十年の使用に堪ゆといふ。此地の紺織は實に重大なるものにて、嫁取の際には先づ其の巧拙を問ひ、機は嫁入道具に缺く可からざるものとなせり。現今農家の副業として主婦一人にて七八反織上ぐることを得らる、織賃としての純所得は餘り大ならざるも、各自の經濟を助くること少からざるものあり。若し專業として紺織をなさば能く月に二反を成すべく、一反の織賃として三圓乃至四圓を得と云へば、一日の勞賃は三十錢許に過ぎざるも一年二十四反に達して少しとせず。因に紺織の屑絲は安價な反物となし、又手巾として利用せられ相當の需要あり尙ほ此地の紺織は工場とて別になく、各家に

て之に從事し主に龍郷、笠利、名瀬等にて盛んなりしが、大戰の影響を受けて各地に紬工場の設けらるゝあり、鹿兒島に於ても模倣して盛んに製出するのみならず、他縣に於ても似品を出すに至りたりと云ふ。

### 疊表及莫蘢

自家用の漬物類は多種あれども之を掛け、砂糖と芭蕉と紬織との外に、農家の副産として見るべきものは疊表及び蘢なり、何れも多く輸出するに至らざるも、將來或は有望なるものたるべし。「あみ方同故通俗備後表と云、然れどもあみ素燈心草不同、萬曆己丑本琉球より蘭草竝燈心草を渡と相見え候」(雜話)とある如く、現に備後蘭は大島本島の一部と沖永良部及十島の一部にあるのみ、多く七島蘭にして龍郷最も盛んにして鎮西、島尻の諸村之に次ぎ、喜界及龜津には琉球表殊に盛んなり。此等疊表は皆男子の業にして近年婦女も少しく參加する傾あり、郡内統計を見るに四十二年には六千餘戸九千人が從業して備後表二千餘枚一千圓、琉球表五萬七千枚一萬六千圓、その他五萬六千枚一萬四千圓の生産あり。大正元年には一萬戸となりて琉球表十四萬六千枚五萬圓に達し、合計十六萬餘枚五萬六千圓の生産を擧げ、同八年には減じて七千餘戸となりしが、備後表三千餘枚六千圓、琉球表八萬枚九萬七千圓を產出したたり。

莫蘢及花蘷は笠利を第一として東方、龍郷、知名等に盛んなり、大正に入りて本間蘷と稱する稍や精巧なるもの漸く行はれ、普通の粗品は喜界、燒内、十島等に多きも云ふに足らず。近年減退の傾向にありて、十數年前には三萬乃至四萬枚の產出を見たるも、大正八年には一萬餘枚に過ぎざりしなり。尙ほ笠利村に起りたる蘭製笠あり、古來諸種の形をなす者各地に編みて着

用す。その「ゆ笠」(笠利の用村より始む)と稱する深くして縁の廣きもの男女に共用せられ、は笠と云ひて淺きもの女に用ひられ間々木綿の紺染素を混ず「ツンブ笠」と云ふは方一尺もありて苡茎製なるが山行に用ふ。因に竹皮にて製したるにも數種あり、平笠と云ふは普通なるが海上風荒き時などには適せず、別に「クボ笠」とて深くして縁なき虚無僧形のものあり。

### 補篇

#### 戸口

古昔に於ける戸口數は知るに由なきも、其甚だ多からざりしは想像せらる。絶海の孤島にて風害を蒙ること夥しく、禾穀荳菽にのみ頼りし慶長以前には屢々饑饉に苦しうならん。甘諸及甘蔗の渡來せし後にも凶作少からず、享和三年徳之島に害蟲發生せし際、殺方申渡取集候かた蟲首三十一石三斗八升六合、かた百四十石八斗四升三合五勺に及、右之外燒殺候分者大概百四十五石も可相及。黍作者勿論諸作以相障、茅すゝきの類惣て喰禿、牛馬草支、且黍作之儀見賦りより二百萬斤程引入(前錄記)るゝの止むなきに至り、文化十二年四月より十二月に及びたる疱瘡は男女九千六百七十二人相煩、右之内千八百九十一人相果候、先疱瘡より二十五年目相成候(同上)とあり。その他附近の港灣にて難破して乗組の溺死せるもの多く、琉球より食糧を取寄せたることも甚だ稀ならざりき。されば薩藩の統治を受けて以後も餘り人口は増殖せざりしが如く、徳之島にて寶曆三年の手札改の際に男女二萬二千三百九十八人、安永元年には一萬九千二百十七人、文政六年には一萬八千五百五十五人なりしと云ふ。

南島雜話によりて大島本島に於ける人口を擧ぐれば、寛政十二年に三萬四千五百五十五人、文

化二年に三萬五千四百七十人ありしと云ふ。文化二年には上記の内に遠島流刑者三百五十六人、恰も滯留中の他國者六十人とあり。遠島者は常に増減せしならんも其の數少からざりしことは、徳之島にて天保九年一万九千六百六十四人の内に遠島百九十九人ありしを以ても察せらる。此等流刑人の身分と罪状とは元より雜多なりしならん。上通りなるは子供に手習素讀を教へ……富家の者の書狀を認砂糖の取引の算面をして加勢したるもあり、一廉の技能あるものは諸類の手職を爲して生活を營めるもあり、下流の流人同輩相集焼酎をしたゝかに呑、又は喧嘩するを常とせし輩、民俗を害せしこと多かりしは想像に餘あり、「其古は誰夫と聞へし武士も缺落すれば見るかけもなく、非人乞食となり」〔雜話〕たる憐を傳ふるものあり、琉球より出發して大島に來るもの……まとと云そぶり、謠を歌ひ三線をひき渡世するもありたり。

維新以後は戸口大に加はり、明治三十七年には戸數二萬九千餘にして人口十七萬餘となり。大正元年には三萬四千餘戸二十萬人を超へ、而して近年の出寄留は甚だ少しとせず、大正八年には一萬八千餘にして入寄留は(稍や例外なるも)九千に充たざりしなど注意すべきなり。

### 島民階級

古來貴賤貧富の別あり、民に階級ありしは云ふまでもなし。薩藩に於ては士族も姓を一字と定め名も支那風に命ずるととし、何故か諸家の系圖及文書を取上げて由緒の湮滅を圖れるが如く、一度ならず系譜差出を命令したりと云ふ。寶永三年には「家柄可差立、先租の由緒有之者は不殘系圖可差出」……系圖文書無之者の内にも先祖差立る家筋の由緒有之者、委細書記可差立事と布令し、之は内地にても代替に由緒書提出せしと同様に見るべきものならんも尤も

御藏物に被召上儀にては無之、必可被返下、云々とありながら、藩廳の命か屬吏の專行かは知らず、提供せしめたる系圖文書は記録奉行にて之を焼却したり（奄美史談）と云ふ。

琉球服屬以來着用を認許せし簪、衣、帶、袴の品質種類を諸役の階級格式によりて一定したるを、藩領となりて元和十年に諸式琉球に受くることを禁ぜしが、享保五年布令を以て金銀の髮指を禁じ朝衣、廣帶を制限し絹布の着用を禁止せり。與人及横目より嘆願書を出して役員の威嚴を示す爲めに必要なりとし、簪の由來區別を説きて詳なりしが、金は終に解禁に至らざりしも銀の簪は後に許されたり。尙ほ同じ享保五年に與人役及横目役に血判せしめて忠勤起證をなさしめたり、系圖沒取、服裝制限など、合せ見て、島民の門閥氣取を抑へ代官政治を以て威服せしめたる用意を窺ふに足らん。

大島には公田を配當せるものゝ外に、郷士高とて私田を所有せる郷士二家ありたり。一株は龍郷の龍佐運リュウサウンにして郷士高十二石四斗四升九合を有し、他の一株は西方の芝實統シバサネトウにて郷士高十三石四斗九合を有したり。「享保中佐運田地千四百三石を開き、實統は砂糖四十萬斤を藩へ差上げ候功により、兩人共に郷士格、名字御免、佐運は始め田畠と仰付けられ候へども其後龍と名字被下候、芝はもとより芝名字の願にて是迄相來り候、三島郷士格の始にて候（雑話）とありて、舊慣を打破して新制を立てたることを如るべく、郷士には諸種の特典を與へたりしが、郷士は夫を笠に着て百姓に臨み懸隔甚だ大なりしと云ふ。尙ほ郷士には下人の抱持を免許し屋敷を許可せしが、文政の頃に至りて下人の數を制限して十人と定め、屋敷を五畝まで免許することとなせり。此の二家以外にも後に至りて郷士格を免許されたるもの少からず、たゞ夫等

は屋敷のみを許されて郷士高の御免なく、文政以後には下人をも許されぬこととなりたり。

祖先以來勳功の由緒あるもの又は與人にて特に功績著しきものは代々郷士となりて二男まで夫役を免れ、與人を三代相續のもの又は惣横目にて特に功あるもの等は一代郷士となり、四代まで嫡子の夫役を免ずなど、資格と特典を定め階級に應じて着用の髪指を制限せり。安政六年に於ける髪指物の制定を左に掲ぐ。

一、郷士格、郷士格嫡子、與人、與人格 銀菊形簪、竝に同押差まで二本を用ふ。

二、一代郷士格、同嫡子、間切横目 銀菊形笄、眞鑑、竝に銀押差

三、定式忝横目、諸横目、山方横目、目指 真鑑、莓形笄、同押差

四、目指、筆子撻、忝筆子、郷士格の次男以下三人迄、與人子供、定式與人、田地與人 等

眞鑑、菊形笄及同押差

五、郷士格第六子以下(大島以外では第四子以下)與人格、横目格その他二男以下、定式忝横目以下役々の子供 等

眞鑑の押差一本

六、前各級の外一般の島民は鐵の押差一本とす。

尙ほ男女の鉢簪之をギハと云ふ、即ち金花と云ふ事にて唐音より來るものなるべし、古は黃金を以て作りしが今は稀に能呂久米祭に用ふる者あるを見るのみ、今の島人の用ふる簪より大なり、又菊花をギハと云ふは簪の形略ぼ菊花に似たればなり(雜話)。婦人に関しても細かな制限ありて、縮緬帶は横目役以上の妻女に限り、田地横目以下の妻女には銀簪を禁制せしが、假屋に奉公内地よりの役吏の妾として首尾よく務めたるものは生涯特に銀簪を許したり。

因に云ふ、能呂久米と呼ぶ神職は門閥家の女子之に任じて崇敬を受けしが、琉球よりの司令を禁斷せられて寛永年代以後衰へたり。ユタと呼ぶ巫女は禁厭呪咀など諸種の迷信を伴ひ、甚だ弊害多かりしを以て屢々禁制し、安政二年の令達には「稠敷取締向申渡、此上相行候ものは輿論島へ遠島可申付候」とあり、卑められながらも强大なる潛勢を有して永く滅亡せざりしものゝ如し。

膝素立(ヒダヌスダツ)と呼びて富家に抱へられて數人より多きは數十人に至る奴隸あり、下男下女の奉公人にも自由を失ひ居たるもの多かりしなり。社會の下層にありて酷使せられたること云ふまでもなく、明治四年に至り始めて解放せらる。總て三十歳以上のものは身代砂糖千五百斤を以て身請け致さしむる訓令を發し、當時膝素立の身請せるものは男三百四十七人、女二百七十五人あり、奉公人の身請せるもの男八十一人、女五十五人ありたり(代官記)と云ふ。然かも身代を拂ひ得ざるものは依然膝(ヒダ)と稱せられ、牛馬に均しき取扱を受けて賣買すること其後も行はれたり。此の人權無視に反抗して義憤奮闘せし志士、境遇を同うするもの團結して權力者に當らんとせし騒動もありき

### 生 活

#### 住 居

島中の屋舍瓦屋なく板屋なし、惣て茅屋にして……葺下げにしてあれば一家根には格別廣き家を造ること出來ざれば、五ツ六ツも家を同所に造て其間は樋を掛て雨露を凌ぐ、客座を表と云ふ其次に内證物置杯あり、下人を置所を戸倉と云……根を内に葺て上を切ることなく其

儘にして見分はよがらねども數年を保つべし、……長二尺許りなる葺を切て其日に青茅を以て葺くことあれども八年計は保つとなり（雑話）。又筮筵を以て葺くことあり、是は格別保ちよく四五十年も保つ由。壁も藁茅にて造り頗る粗雑なるもの、強風に備へて屋根を低くし、柱を多くして二重椽とせるものあり、内椽には疊を敷きたり。疊は毎歳床より敷替候由、それは當地は何れも素足にて内に上る故、一年の内に黒々と相成り忽ち汚れる由、疊丈は何れも自分にて製するものなればなか／＼丈夫なり（大島日記）。

新築に吉日を選びたるは元よりなるが、六七月頃稻を收て八九月頃百姓互に隙をうかゞひ頼て普請をするなり。『銘々細工道具を所持して大工の心あり、屋舎を造営するには互に加勢し造立するなり。餘程念入の屋舎ならでは大工を雇ふことなくして済むことなり』。部落のもの多勢集りて爲すを以て大抵は一日間に成就す、家主より賄する習慣ありて、飯は大バラに入れ、汁は摺鉢に入れて出すなり、飯は一人前五合宛に焚く由なり。『新に舍宅を作りて屋根を葺し夜、村中の者思々に取肴焼酎を持寄て祝ひあり、暫くして庭に出て女に太鼓を打たせて八月踊の如き踊あり、……ハナゲをナヲスとて……奇妙奇體の支度し面體を灰炭にて塗り、男子は女子の形を作り女子は男子の形を作りて様々と媚廻る何處も同じ野人の息抜なりき。

『庭外手寄能所に差屋<sup>スサヤ</sup>と號て茅屋あり、雜具、馬糞等を圍ふ所なり、惣て三尺間に柱を立て柱に横貫木四つ或は三つ通す、入口三尺明もあり一間明もあり四方明にして板壁等なし、又屋根は茅屋なれども吾藩の板藏に異らざるも稀にあり、馬屋も差屋作りに異らず。屋敷廻りには垣あり、相當の格式あるものゝ屋敷には門を建てたり、大方古志門にて扉もなきものゝ居れども間

には屋根門にして上には定紋如きものなど刻み其脇に彫物などし、下には大門の外に潛も明て存外立派なる事なり。雪隠本宅に椽續などに作りたるは至て稀なり、三十竈位もあるべき村なるに雪隠は一ヶ所だになかりし也。濱邊に榕の大木有て村中の男女こゝに登りて大便を通すとて、數年の大便を三所に山の如く積立て惡臭紛々たり(以上雜話)。大抵は豚小屋附近にて用を使すれば豚が食ひ盡せりと云ふ。大島日記にも「豚小屋は何れに行きても雪隠なり、糞の出様緩き時は尻のあたり迄口を出す由」など記せり。

### 食 物

此島米少ければ唐芋を多く植て第一の食とす、唐芋不作にして實入少ければ島中一統の事にて外に求むべき食物なく、蘇鐵を上食として其外木の實、草の葉、海苔類を食ふ。凶年には困窮せしこと甚しこと云ふ、十人分の飯料なりとて南島雜話に擧げたるを見るに左の如し。

米五合の粥、米三合に青海苔を入れたる粥、蘇鐵一升に米一合を混ぜるもの、米一合にツワブキ又は蓬葉を混ぜるもの、蘇鐵一升を水粥にしてトガキと稱するもの、椎實一升に高菜を加ふ、唐芋二升を水粥としてトンブルと稱す、アンバヂ里芋に似たる物よく精製す、百合根を一人に一椀づゝ、

徳之島事情によれば島民の階級による主食物は左の如し。

- |    |                             |
|----|-----------------------------|
| 上級 | 米及び麥 食鹽は内地より來れる上品を用ふ。       |
| 中級 | 米麥及び甘諸 食鹽は海水一斗二升を煮て五合として用ふ。 |
| 下級 | 甘諸 食鹽は海水を用ふ。                |

蘇鐵は穀物蔬菜に次で重要なものにて、其外椎木は山野に多く其の果實の分量亦少からず、之を拾ひ集めて飯料の助とすること行はる。たゞ其の時期多忙にして餘裕なきことあり、山奥の岩徑を登り溪谷に下り爰彼所尋廻りて終日拾へば上手は二斗餘も拾ふ、手籠を脊負て夫に入れば漸々重く、中々難儀なるもの也（雑話）。

甘諸を主食とするは元より單純に過ぎたり、工風を重ねて惣菜の調理は頗る少からざりしに似たり。搗豆腐<sup>コツキトウフ</sup>とて大豆に米を混じて製し、芭蕉葉に包みて蒸したるものゝ如き、菲卷<sup>ビラガフサキ</sup>とて小海老を菲にて巻き味噌を添へたるものゝ如き、蘇鐵も或は餅米と砂糖とを混じ或は醤油にて煮染めるなど種々の料理あり、「椎ガン」とて椎實と餅米とを細く碎き水にて緩く合せて蒸菓子となす如きあり。又味噌の種類は甚だ多く、粧に大豆を入れて製するを大和味噌と云ひ、焼酎の垂糟を原料としたるは中風の薬なりとて賞用し、蟹味噌、椎味噌、百合味噌など種々あり。味噌漬も甚だ嗜好して大根、瓜類、芋蒡などの外に豚腸に至るまで利用す（鶏卵、鮒などを漬けて賞味す）。醤油も小麥は乏しき故に殆ど用ひざれど、大麥又は米を大豆と共に用ひて製し、蟹味噌を搗きて搾り出したるを蟹醤油と稱し、殊に上品なりと云ふ。

「酢は砂糖黍の絞糟を又絞りて夫を壺に入置けば、最上の酢となる程久敷なり、位劣る時は夫に焼酎の垂糟をにて水の如き焼酎を又たれて入、……又砂糖を製する時一竈毎に鍋を洗ふことなり、其洗汁を壺に入て口を取置けば最上酢となる」（雑話）。因に神事に用ふる造酒といふものあり、糯米を原料としたる一夜間の釀成品なるが、地方によりては「芭蕉酒」、「垂糟酒」、「米粒を噛み碎きて造ると云ふ。

尙ほ飲料に適當せる清水は村中に數ヶ所に限り、普通の井戸(井川、チキヨ又はツリゴ)釣川と呼ぶは濁水にて飲料は元より、手を洗ふにも快からざるものなり。地を掘りて僅に地面までを丸石にて築きたるもの、埃芥の風に吹き入れらるゝのみならず、往々醉客、小兒、犬馬の落に入ることありたりと云ふ。但し邑里部落の間には概して水は潤澤なり、雨の多き時には洪水の害を蒙らざるは寧ろ稀に、殊に道路の修補には常に苦みたり。

### 衣服

衣服は紬を上とし木綿を用ゆ、夏衣は芭蕉布にて何も島婦是を織る、皆縞織にて其工みなること越後或は琉球紬縞等にもヲサク劣るべからず。此地尤暖地なれば極冬も素袷斗にて濟人而已なれど、夫に袷羽織にても著れば十分なり。朝衣といへる官服あり、極上々の芭蕉素を以て至て細密に績たるを、素の儘に數遍藍にて五日斗飽まで染て織調へ、類族集りて替る替る擣衣すること二三晝夜なり、成就になりたるは其光澤恰も覩目アハユキが如し、是を廣袖の大袖一一尺五寸位、衣服に縫調へ廣帶幅六寸位長大抵一丈三尺五寸をするなり、帶の地合は五ツ爪或縞子類なり、此服は郷士格與人間切横目の分着するなり、右役目等承知するに廣帶にて罷出べきの旨申渡さるゝなり。女も此服に類したる極上生芭蕉にて朝衣の如く織たる「タナベ」といへる白き服あり、諸横目以上の妻など祝事等にこれを常服の上着にして、吾藩の女打掛の若くに帶なしに着す、其時は頭には「サヂ」紗綾にて長二尋なりといへるものを冠るなり。諸横目以上日勤には廣袖の中袖衣服に博多小倉等の帶を用ゆ、平日は紺染の湯巾帶を用ゆ。諸横目等の禮服練肌絹と云ふ、木綿の浮織にて紺染にして濃き薄きは人々の好みに隨ふ。諸横目

以上の子供等の冬服の能きは、木綿の紺地に五色の色を様々浮けに織出し著る、奇麗なる事なり、諸横目以上富家の童子は紫縮緬の湯巾帶を用ひ、其外は何れも紺染の湯巾帶なり、諸横目以上富家の婦人他所へ出る歟何かに付けては縮緬の湯手帶を用ひ、平常は木綿の湯手帶を用ひ、其以下の婦人皆木綿の湯手帶なり、婦人の常服皆木綿紺地のカスリ縞なり。男子羽織は大縞を好み、年若は羽織を着せず、羽織の如き袖なしを着す、女は冬に至りても羽織は誰しも着することなく、下賤の男女冬に至れば「ヲンヂヨ」といへる——袖なし——を畠など行に着す（大島便覽）。

上下の格式を厳しく服装によりて區別したる時代に於ても右の如きのみ、溫暖の地とて元より多く着衣を必要とせざるも頗る簡単なりしを察すべし。「婦人衣裳を縫ふに物指なし、元來ある所の服にくらべて長短を定め縫ひ立るなり、縫目の倒れは何れも定りなく縫立の儘なり（便覽）」とある程にて、縫入などは島婦裁縫することを知らざりしと云ふ。「手拭の事をサジとも云、様々六ヶ敷絞て眞紺地に染て、……後の方帶に少挿みて長くたれて、新敷手拭を持事を面目とす、八月踊などの時猶以て其如く、……十七八歳より以下の男子は花染手拭或は紅絞り木綿紅風呂敷類を腰に下げて飾とす（雑話）。手拭を裝飾とする程度なりしなり。

### 習俗

風習にも内地と異なるもの甚だ多く、男女共に結髪して簪を階級によりて區別せしが、服は廣袖にして帶は前にて結びたり。女子は年頃となれば手甲に入墨し、一生齒を染めず。丁子玉とて色玉を紐に連ねて首飾となし、髪には下級は豚油を中流は種油を用ひしが、維新後は多く丁子油を用ふと云ふ。島民にて學問するは甚だ少く、男子九歳に始めていろはを學び、四書五

經に至りしなるが、農民は多く學なく、アザと呼べば文字なきものとなし、聊か文字を知り内地語に通ずるものは衆と呼びたり。

「トリマテ」(鳥迷)とて徳之島の一部に存する慣習あり、山鳥が屋内に入るを不吉の前兆となし、厄拂をする爲めに日を選みて全家舉りて出で、濱や岡の洞窟などある場所に至り終日種々馳走して遊興を盡し、一泊して他人が來れるが如くに家に歸り、全く一變の氣持をなすなり。

夜業を「ヲナベ」といふ、家々所々に女共五六人宛集り、銘々薪を持ち來りて其明にて木綿を引芭蕉を繋ぐ、……其所に亦男共三四人も集り來りて三弦を鳴し、歌を男女互に謠ひ樂て伽をするなりとあるは田間自然の情ならん。『燒酎類を持寄て女に馳走す』(雜話)るに至りては恐く弊害を伴ひしなるべし、木綿は一夜に縦竽三つ宛引きて休みたりといふ。夜業は屋内にて爲すのみにあらず、夏季には屋外にて爲したり、五月五日村中馬場筋掃除をす、其晚より晴夜なれば女共十人、二十人宛も、馬場筋廣き處へ薪持寄り集りて爲す、之を特に「ヤンメヲナベ」と稱せしが三弦に和して歌ふこと同じく、唯その期間には屋内に集合することをせず、雨の夜などは各自の家に居て働くを常とせり。九月九日又馬場筋掃除をす、此夜より庭夜仕事を止めて來年五月五日迄は家々に集り(同上)て夜仕事をなしたりと云ふ。

#### 附 言

大島は暴風圈内にありて屢々その災害を蒙るも、温熱濕氣の天惠を受くること甚だ厚く、地の偏したこと亦利用せらるゝ所となり、甘蔗と甘藷と共に能く風に耐ゆる好適作物を得て幸となし、慶長以來殆ど三百年間薩藩の下に封建の代を経過せり。『第一甘蔗栽培無油斷事を

尙ほ深切に島人に達し、姦商などに沾却ツリケを禁じ納稅の不納なきを申渡せり。廢たる田疇は尙復疇する事を急速に命じ、且又時々蔗栽の疇は兼て草取等の儀を申渡せし……蔗作に島民を鼓舞して懶惰なく敷込み、……天地鎔造の神意を解き聞かせて農夫を撫御せり（物產調）。かくて藩廳の取得したる利益も渺からず、常に他藩の羨望する所となりては、其の秘密を保つために苦心せしものゝ如し。「鹿兒島誌」とて安政の頃來遊して藩勢を窺ひたるものと思はるゝ人の筆錄に曰く、「大島人口琉球に近し或は云球琉よりも多しと、此島砂糖唐芋夥敷出づ、又銅山あり薩の用ゆる銅多く此島より達す」と云。

薩侯の愛撫は至り盡せるものありしが、屢々苛政誅求に苦むこと甚しく、酒と色とを專とし利慾を事とするは大和の人より甚し、假りにも雅情と云ことなし（雜話）とは實狀にして憐むべきものあり。「眉をそらず齒を染め」ざる女人が農を事とし、夜は月光に芭蕉絲を紡きたる頗る同情すべきなり。現に「島人」と呼びて鹿兒島市人に擯斥せらるゝ性癖が一種の型をなすと云ふ如き、久しき間悲しむべき境遇にありたる影響の結果ならん。維新以來四民平等の代となりて頓に反動せしか、努力奮勵向上を事とし固く執着して成功を圖るに至れり。若し目的の爲めに手段を忘ることをせず、能く自然本來の正道を進みたならば此地の前途は大に期して待つべきものあらん。

## 附 錄

### 行政區割

明治二年太政官より王政復古を布告し、代官所を改めて在番所となす。

明治八年四月 在番所を廢して大支廳を置き、代官以下諸役を廢して戸長副戸長を置く。

同十二年四月 大支廳を廢し始て大島郡を設け、郡役所を金久に置く。

同十八年八月 改めて金久支廳とし、熊毛郡その他を管轄區域に編入す。

同十九年十二月 支廳を廢して大島々廳を置く。

同二十二年四月 町村制實施に當り、熊毛郡その他を分離す。

同三十年四月 郡界變更及郡の分合廢置により、十島を川邊郡より割きて大島郡に合併す。

同四十一年四月 島嶼町村制實施されて大島々廳下管轄十六箇村となる、以前は百七十九箇村を算へたり。

大正五年四月 分村して二十箇村となる。

喜界二、大島十、徳之島四、沖永良部二、輿論一、十島一なりとす。

同九年四月 島嶼町村制廢せられ、町村制を實施して自治村政を行ふこととなる。

産業

近年に於ける大島郡の總生産高を概別して其價格を掲ぐれば左の如し、(單位一千圓、以下省略)

(略)

大正六年

大正八年

四、七九六

一二、〇四六

四一八

一四〇五

六一一

二三、五三〇

林産  
畜産  
農產

水

產

八二一

三二五八

鑛

產

八六

四三三

工

計

二三八八

一七三一三

九一二二

三六九八七

更に郡外輸出の品目數量を見るに、大正八年度に於て百萬圓を超ゆるは三者あり、而して此の三者以外は皆十萬圓にも達せざるものとす。即ち紬縞を二十六萬餘反(一千萬圓)砂糖を二千五百十四萬貫(三百七十七萬圓)及び鰹節を十三萬貫(百十三萬圓)輸出せり。其の外に特種の產物にして甚だ注意すべきもの二三に止まらざれど、何れも分量價格に於て未だ到底この三者に比すべきにあらず。

上記三種の產物は過般大戰の影響を受け、我が經濟の頓に高上せるに伴ひて非常なる好況を呈し、隨て島民の享受せし利益は甚だ大なりき。今過去十年に遡りて趨勢を見るに左表の如し。

	明治四十三年	大正二年	大正五年	大正八年
甘蔗作付(千段歩)	五・一	五・九	六・〇	六・三
砂糖產額(百萬斤)	二六・六	三三・二	二七・四	二六・一
價格(十萬圓)	一七・一	一七・三	一八・四	三八・〇
大島紬 數量(萬反)	四・一	六・六	一四・二	二七・二
價格(十萬圓)	四・六	五・四	一八・六	一〇一・六

船數  
鰹節  
產額(萬貫)

一〇〇

四七

四六

三五

價格(十萬圓)

一四・九

一七・二

一三・〇

一四・四

四・五

四・三

六・一

一二・五

一二・五

但し鰹節は大正四年に二十七萬貫(六十二萬圓)大正七年に十八萬貫(百萬圓)ありたるなど偶然不作年度の數を掲ぐこととなりしが十年間の平均は年十七萬貫に近し。

砂糖は甘蔗の作付段別並に製糖產額に餘り増加なく、價格が著しく騰貴して上記の結果となれり。即ち明治四十三年には一斤平均六錢四厘なりしもの、戰前一時低落を見て大正三年に五錢五厘となりしが、翌四年には六錢四厘となり六年には七錢一厘、七年に八錢となり、八年には十三錢となりたり。大島紬は以前より漸増の勢はありしが、大正三年に七萬四千餘反を產出せしもの翌四年には九萬六千餘となり、五年には一躍十四萬餘反となり、更に年四五萬の割を以て増加せり。而して其價格も戰前一時低落して一反平均十圓以下なりしに、大正四年には漸く十圓を越へたりしもの六年には十八圓となり、七年には二十三圓となり八年には三十七圓餘となりたり、平和回復の後經濟界の變動に連れて大打撃を受けたるは亦止み難き所なりき。

其の外時局の影響は各方面に著しかりしが、郡内各港に於ける輸出入價格總計を見るに、大正四年には輸出入各五百萬圓に達せざりしもの、六年には輸出千萬圓輸入九百萬圓を超へ、八年には同二千七百餘萬及び二千二百餘萬、合計五千五百萬圓にして五年前に比して六倍以上となりたり。

水産物は島嶼のことゝて隨分豊富なり、鰯や鳥賊など大漁あるものゝ外に、諸種の魚類を取りて食用とせしは言を待たず。ウルと稱する海草を焼きて石灰を取ること古く行はれ、其の他惣菜として利用せられたる海草甚だ少からず、青海苔をヲ、サと呼び「霜月末より始りて三四月まで女共取に出れば、一斗五六升入の手籠一つ宛沙干の間に取來れり。隨分香ばしき匂あり、汁にして食ふに過分の海苔なれども忽に食すと也」(南島雜話)。「煤海苔と號てトビ色の海苔あり、是は正月より四月頃迄瀬に生するなり、汁にして青海苔よりも上品なり」。「川菜」といへる色薄黒く形の糸の如くして長三四寸位のもの、一日漸く一握程を得るに過ぎずとて分量少しあも極て上品とあり、古來知りて食用せられたる此の種のもの十種を下らざりしと云ふ。

### 年中行事(舊暦)

正月 三箇日 年始祝、

十一日 供餅飾物を下げて祝ひ酒宴を張る。

十六日 祖先の正月祝とて墓前に酒肴を供へて開宴。

二十日 正月の終とて祝ふ。

二月 初午。

十六日 休業。

吉日を選みて家々より茅を海邊に持ち行き焼くことあり。

三月 上巳の祝、稻植祭を彼岸前後に行ふ。

四月 除日、蟲遊とて農家は田に行きて蟲を拂ひ、午後は業を休みて祝事す。

五 月 五日端午、草餅にて祝ひ、競舟、鬪牛、競馬など行ふ。

アンダネ(畦拂)といひて祝宴する日あり、木草の青葉を家内に入れず、若し入るればハブの來襲ありと云ふ。又稻穂の出揃へる時鳴物を禁じて祭る。

六 月 シキウマ(始給祭)とて男女美装し、濱邊などにて開宴、諸種の競戯をなす。二日に及る地方もあり。

七 月 七夕。

ハマウリ(濱下)とて始給祭に於ける如くし、翌日はネンキエイとて男女互に水の掛け合をなし、時に甚だ亂ることあり。男女小舟にて沖に出で故意に覆して再び乗りて樂む。トノギとて青年高さ一丈許の所より海に飛入り、上りて来て酒宴を始むる所あり。

十三日より十五日、盆祭。

朔日二日丙丁日高祖を祭る、八月踊とて男女太鼓を打ち村中を廻り、晝夜を分たず家毎に到りて踊る。八月踊歌とて別に一調あり。所によりては盆祭の際に此の踊をなす。

十五夜十六日まで祝ふ。

九 月 九日重陽、神酒を造り濱邊に出て、遊ぶ。

庚申日、先祖の墓に詣て九族相會して終日酒宴。

種かし翌日赤豆飯調へて祝す、童共竹皮にて鬼を作り村中家毎に入りて種おろし

餅を乞ひ廻る。

十月 亥日、祖先を墓前に祭る。

十一月 新穂祭。

十二月 稲崩祭、吉日を選みて行ふ。

此の外に年齢の祝、誕生の賀あり、年忌法事あり、送迎の宴など業を休み酒肴を設けたる慣俗甚だ少からず。

以上南島雜話、徳之島事情等によりて記述せるも、地方によりて又問ひ質したる人によりて頗る異同あり、極めて杜撰なれども暫くこのまゝ掲げ置く。尙ほ諸種の祭祀あり、吉日凶日の別など煩しければ之を省く。

#### 参考書

大島に關する記事の散見せるものは多きも、専ら此地のために成されたる著述は少し。鹿兒島縣立圖書館及び大島々廳の所藏に係る數種、寫本にて傳りて多く缺損せるも貴き資料たり。本篇を草するに際して、本校圖書館にて蒐集せるものは元より、關係圖書にて参考に供せしもの多數に上りしが、見易からざるものは煩冗を厭はず間々原文のまゝ引用したり。

南島雜話（大島竊覽その他を包含）最初は畫圖一冊、雜記一冊、全圖一冊より成り、續一冊、拾遺一冊を添加せるものなりと云ふ。風俗逸事など見聞に任せて筆錄せるもの、及び文政十一年に成れりと云ふ詰役の報告を合編し、尙ほ天保年間に及びて追加補錄せるもの少からず。「此南島雜記は琉球並諸島の事を鎖細に書記爲申故、他國の人に一切爲見事禁止」と

あり。完本の傳はらざること惜むべきも甚だ尊重すべきものとす。

本田私考 本田親孚。一代の識者にて嘗て大島に代官たり、その筆に成るもの貴むべきは元よりとす。文化二年成る。

通昭錄 得能通昭。得能氏が見聞を筆録せるもの、内に大島に關する重要な記事少からず。大嶋便覽 名越時敏。僅に一冊を存するのみ、親しく滯在中の視察による精確な記述あり。前錄記 德之島に於ける世々の代官及附役の姓名をば其の任免の年月を追ひて記し、且つ其の間の出來事を筆録せるものなり。安永三年に始めたるを追録して弘化二年に至り、天保九年の記事を半にして終る、代官記と共に便利なる資料たり。

大島各島物産調 田原陶猗 明治初年渡海して調査せる記録、此地の甘蔗は荻蔗なれば黒糖によきも白糖に適せざるを論斷せり。

大島日記 川上精一 明治二十四年。

奄美史談 都城植義(名瀬の人にして村長たり)。明治三十三年成る。「古書は焼毀せられ珍器は奪取せられ、才あり知あるも書を読み文を講じ之を琢磨するの道なく、唯酷吏のため驅使せられ愚益々愚を加へ、殆ど牛馬と判つことなきに至れり矣」と慨き、苦心探索を積みて成ると云ふ、未だ印行せられざること惜むべし。

徳之島事情 吉満義志信(龜津の人、度々村長となりて名聲あり)。明治二十八年脱稿したるを後隨時追加して大正に至る、慶長以來のことを制度民俗産業等に就きて記述し詳なり。餘は省略す。尙ほ次に掲ぐる兩書の卷頭に載するところ、殆ど此地に關する参考書目を盡

したり。

奄美大島史 坂口徳太郎、大正七年稿、同十年刊。太古より現今に至る史實を能く集めて編述したるもの、著者の勞謝すべきなり。

奄美大島之糖業 鳥原重夫。大正九年鹿兒島縣廳刊。此地生産の頭首たる糖業に關して細大漏す所なく、斯業の近況を詳述して遺憾なきものとす。

本篇の起草は大正五年に係り、曩に補正を加へたるもの少からず、今亦聊か加筆を試みたるも、十分に右兩書を利用し得ざりしを憾とす。(十年九月二十日追記)